

第 2 章 別表

第2章 別表

2.1 別表1 環境影響評価の項目

(技術指針第1・別表1)

環境影響評価の項目			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物	
		浮遊粒子状物質	
		炭化水素（非メタン炭化水素に限る。以下同じ）	
		粉じん	
		その他の大気質に係る有害物質等*1	
	騒音・低周波音	騒音	
		低周波音	
	振動	振動	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	
		特定悪臭物質*2	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
			浮遊物質
			窒素及びリン
			水温
			水素イオン濃度
			溶存酸素量
			その他の生活環境項目*3
			健康項目等*4
		底質	強熱減量
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
	底質に係る有害物質等*5		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目*6	
水象	河川等の流量、流速及び水位		
	地下水の水位及び水脈		
	温泉及び鉱泉		
	堤防、水門、堰等の施設		
土壌	土壌に係る有害項目*7		
地盤	地盤沈下		
地象	土地の安定性		
	地形及び地質 (保存すべき地形及び地質を含む。)		
	表土の状況及び生産性		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	
	植物	保全すべき種	
		保全すべき植生及び群落	
		緑の量	
生態系	地域を特徴づける生態系		

人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	
	史跡・文化財	指定文化財等 埋蔵文化財	
	日照障害	日影の状況	
	電波障害	電波受信状況	
	風害	局所的な風の発生状況	
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物 残土 雨水及び処理水
温室効果ガス等		温室効果ガス オゾン層破壊物質	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目		コミュニティ	コミュニティ施設等
		地域交通	自動車交通
	バス等の公共交通		
	歩行者・自転車交通		
安全	危険物等の安全性の確保		
備考			
1 大気質に係る有害物質等とは、「大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）に定める物質（浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄を除く。）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」（以下「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」という。）に定める物質、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条及び第2条の2に規定する物質（窒素酸化物を除く。）並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）とする。			
2 特定悪臭物質とは、悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第1条に規定する物質とする。			
3 その他の生活環境項目とは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）別表2に定める項目（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素、リン、水素イオン濃度及び溶存酸素量を除く。）とする。			
4 健康項目等とは、水質汚濁に係る環境基準別表1に定める健康項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正について（平成5年環水管第21号環境庁水質保全局長通知）」に定める要監視項目、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知）」に定める農薬（健康項目及び要監視項目を除く。）及びダイオキシン類とする。			
5 底質に係る有害物質等とは、「底質の処理・処分等に関する指針について（平成14年環水管第211号環境省環境管理局水環境部長通知）」に定める有害物質及びダイオキシン類とする。			
6 地下水の水質に係る有害項目とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」（以下「地下水の水質汚濁に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。			
7 土壌に係る有害項目とは、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」（以下「土壌の汚染に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。			

各項目の内容については、第3章各論を参照

2.2 別表2 地域特性の把握のための調査項目

(技術指針第1・別表2)

区分	調査項目
社会的状況	人口及び産業の状況
	土地利用の状況
	河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況
	交通の状況
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
	下水道、し尿処理施設及びごみ処理・処分施設の整備の状況
	環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容
	その他の事項
自然的状況	大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	地形及び地質の状況
	動物の生息・種類、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況
	景観、自然とのふれあいの場の状況
	文化財その他の生活環境の状況
	その他の事項

社会的状況に係るその他の事項としては、将来の社会的状況などが考えられる。

次の項目については、当該項目に係る環境の状況や苦情等の状況について調査を行い、主として環境の悪化が生じていないかという観点から地域特性を把握する。

- i 大気質、騒音、振動、悪臭、気象、その他の大気に係る環境
- ii 水質、底質、水象その他の水に係る環境
- iii 土壌及び地盤
- iv 地域交通

次の項目については、当該項目に係る環境の状況や人との関わりの状況について調査を行い、主として保全を図るべき地域・対象があるか、影響を回避することがのぞましい地域・対象があるか、という観点から地域特性を把握する。

- i 地形及び地質
- ii 動物、植物及び生態系
- iii 景観、自然とのふれあいの場、文化財、日照、電波の受信状況及び風環境
- iv コミュニティ

自然的状況に係るその他の事項としては、別表1に掲げる項目以外の項目が選定される場合の当該項目に係る状況が考えられる。

2.3 別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関係

2.3.1 道路の建設

(技術指針第1・別表3・(1))

対象事業の種類		環境影響要因の例		(1) 道路の建設						
				建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	道路等の存在	自動車の走行	存在・供用 休憩所の供用	
環境影響評価の項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物		○	○			○		
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						○		
		浮遊粒子状物質		△	△			○		
		炭化水素						△		
		粉じん			○	○				
	大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音		○	○			○		
		低周波音						△*1		
	振動	振動		○	○			○		
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
		特定悪臭物質								
	環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						△
				浮遊物質			△			△
				窒素及びリン						
				水温						
			水素イオン濃度							
			溶解酸素量							
			その他の生活環境項目 健康項目等							
		底質	強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
		底質に係る有害物質等								
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								
	水象	河川等の流量、流速及び水位				△			△	
		地下水の水位及び水脈				△	○*3*4			
		温泉及び鉱泉								
堤防、水門、堰等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目									
地盤	地盤沈下					○*3*4				
地象	土地の安定性				△	○*2*3				
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性					△				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	△		
	植物	保全すべき種			△	△	△	△		
		保存すべき植生及び群落 緑の量			△	△	△	△		
生態系	地域を特徴付ける生態系				△	△	△			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）					○			
		眺望景観					○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		△	△	△	△	△		
	史跡・文化財	指定文化財等					○			
		埋蔵文化財					○			
	日照障害	日影の状況					△*1*2			
	電波障害	電波受信状況					△*1*2			
風害	局所的な風の発生状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物				○		○		
		残土				○				
	雨水及び処理水						△			
温室効果ガス等	温室効果ガス		△	△			△	△		
	オゾン層破壊物質									
コミュニティ	コミュニティ施設等		△	△	△	△	△			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	地域交通	自動車交通			○			○	○	
		バス等の公共交通			△			△	△	
		歩行者・自転車交通			△			△	△	
安全	危険物等の安全性の確保							△		

凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

- * 1：高架式の場合
- * 2：盛土式の場合
- * 3：掘割式の場合
- * 4：地下式の場合

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

＜対象となる事業の概要＞

対象となる道路事業は、大きく分けると高速道路、自動車専用道路、その他の道路に分類できる。特に、高速道路、自動車専用道路については、相当量の交通が見込まれることから、周辺環境への影響に十分留意していく必要がある。

区分		A地域	B地域	C地域
新設	高速自動車国道の新設	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	自動車専用道路の新設	車線の本数が4以上のもの	車線の本数が2以上のもの	すべてのもの
	その他の道路の新設	車線の本数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2.5km 以上のもの	車線の本数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2km 以上のもの	車線の本数が2以上の区間があり、かつ、その区間の長さが1km 以上のもの
改築	高速自動車国道の拡幅	車線の本数が増加するすべてのもの	車線の本数が増加するすべてのもの	車線の本数が増加するすべてのもの
	自動車専用道路の拡幅	車線の本数が増加するすべてのもの	車線の本数が増加するすべてのもの	車線の本数が増加するすべてのもの
	その他の道路の拡幅	車線の本数が増加して4以上となる区間があり、かつ、その区間の長さが2.5km 以上のもの	車線の本数が増加して4以上となる区間があり、かつ、その区間の長さが2km 以上のもの	車線の本数が増加して2以上となる区間があり、かつ、その区間の長さが1km 以上のもの
	その他の道路に係るバイパスの設置	車線の本数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2.5km 以上のもの	車線の本数が4以上の区間があり、かつ、その区間の長さが2km 以上のもの	車線の本数が2以上の区間があり、かつ、その区間の長さが1km 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

上記のように、様々な道路を含むため、立地される地域も自然性の高い地域から、田園地域、市街地内まで多様な地域が想定される。

C地域などの自然性の高い地域に立地される道路については、主に自然環境への影響が最も懸念されることから、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、地域交通等への影響に対して十分検討しておく必要がある。

一方、C地域以外の地域に立地される道路については、生活環境への影響に重点を置いた、大気質、騒音、振動、廃棄物等について検討することが重要である。

主な環境影響の評価項目

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目	大気質：粉じん 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	道路等の存在	標準項目	水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	地象：地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む) 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 日照障害：日影の状況 電波障害：電波受信状況 コミュニティ：コミュニティ施設等
	自動車の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：炭化水素 騒音・低周波音：低周波音 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

環境影響 要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・ 供用	休憩所 の供用	標準項目	廃棄物等：廃棄物 地域交通：自動車交通
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量・浮遊物質量 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 廃棄物等：雨水及び処理水 温室効果ガス等：温室効果ガス 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通 安全：危険物等の安全性の確保

2.3.2 放水路又は堰の建設、調節池の設置

(技術指針第1・別表3・(2)(20))

対象事業の種類		(2) 放水路又は堰の建設 (20) 調節池の設置													
		環境影響要因の別											存在・供用		
		放水路			堰又は調節池					放水路			堰又は調節池		
環境影響評価の項目	環境影響評価の項目	建設機	資材運	放水路	建設機	資材運	堰体等	道路の	工事用	放水路の	堰体の	付け替	貯水池	放水	
		械の稼働	搬等の車両の走行	等の工事	械の稼働	搬等の車両の走行	の工事	付け替え工事	道路等の設置工事	存在・供用	存在	え道路の存在・供用	及び調節池の存在・供用		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○		○	○								
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物													
		浮遊粒子状物質	△	△		△	△								
		炭化水素		○	○		○	○	○	○					
		粉じん													
	大気質に係る有害物質等														
	騒音・低周波音	騒音	○	○		○	○								
	低周波音														
	振動	振動	○	○		○	○								
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度													
		特定悪臭物質													
	水質	公共水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量								○			○	○
			浮遊物質濃度			○			○	○	○			○	○
			容性及び傾											○	○
			水温											○	○
水素イオン濃度								△					○	○	
溶解酸素量													○	○	
その他の生活環境項目		健康項目等													
底質		強熱減量													
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量													
		底質に係る有害物質等													
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目														
水象	河川等の流量、流速及び水位			○			○			○			○	○	
	地下水の水位及び水脈									○					
	温泉及び鉱泉														
	堤防、水門、堰等の施設									○					
土壌	土壌に係る有害項目														
地盤	地盤沈下			○						○					
地象	土地の安定性						○	○			○	○			
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)									○	○	○			
	表土の状況及び生産性														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	植物	保全すべき種			△			△	△	△	△	△	△	△	
		保存すべき種生及び群生緑の量			△			△	△	△	△	△	△	△	
生態系	地域を特徴付ける生態系			△			△	△	△	△	△	△	△		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)眺望景観								△	○	○	○	○	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	史跡・文化財	指定文化財等埋蔵文化財								○	○	○	○	○	
	日照障害	日影の状況													
	電波障害	電波受信状況													
風害	局所的な風の発生状況														
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物残土			○			○	○	○					
	温室効果ガス等	温室効果ガスオゾン層破壊物質	△	△		△	△								
		雨水及び処理水													
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	地域交通	自動車交通バス等の公共交通		○			○					○			
		歩行者・自転車交通		△			△					△			
	安全	危険物等の安全性の確保													
凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目															

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業規模は以下の表のとおりである。

さいたま市においては、立地環境からダム等の建設は難しいことから、堰を対象事業とした。また、調節池については、条例上は堰と別の対象事業としているが、事業特性が近いいため、別表3では堰とあわせて環境影響評価の項目を示した。

区分		A地域	B地域	C地域
新築	放水路の新築	土地の改変面積が10ha以上のもの	土地の改変面積が5ha以上のもの	土地の改変面積が3ha以上のもの
	堰の新築	計画湛(たん)水位における湛水区域の面積が10ha以上のもの	計画湛(たん)水位における湛水区域の面積が5ha以上のもの	計画湛(たん)水位における湛水区域の面積が3ha以上のもの
改築	放水路の改築	土地の改変面積が10ha以上のもの	土地の改変面積が5ha以上のもの	土地の改変面積が3ha以上のもの
	堰の改築	計画湛(たん)水位において、増加する湛水区域の面積が10ha以上のもの	計画湛(たん)水位において、増加する湛水区域の面積が5ha以上のもの	計画湛(たん)水位において、増加する湛水区域の面積が3ha以上のもの
調整池の設置		土地の改変面積が10ha以上のもの	土地の改変面積が5ha以上のもの	土地の改変面積が3ha以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

放水路の対象となるような大規模な事業は、河川の下流地域において実施されることが想定され、さいたま市では荒川、芝川等の河川の下流部に立地する可能性が高い。また、近年では、都市部に地下放水路を建設する場合もあり、地盤への影響に対して十分検討されるべきである。

堰については、荒川や芝川等のさいたま市でも大きな河川の上流部に設置される可能性が高い。

大規模な調節池は、河川の上流域から中流域において実施されることが想定される。さいたま市では、公園等と一体となった調節池が設置される可能性はあるが、その場合には「公園施設の建設」と合わせて検討されることがのぞましい。

C地域では、存在・供用時の景観や自然とのふれあいの場に十分留意して環境影響について検討を行う必要がある。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目	
工事	放水路	建設機械の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
			事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
		資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
			事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
		放水路等の工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量 水象：河川等の流量、流速及び水位 地盤：地盤沈下 廃棄物等：廃棄物・残土
			事業特性、地域特性により選定する項目	動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
	堰又は調節池	建設機械の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
			事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
		資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
			事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
		堤体等の工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量 水象：河川等の流量、流速及び水位 地象：土地の安定性 廃棄物等：廃棄物・残土
			事業特性、地域特性により選定する項目	水質(公共用水域の水質)：水素イオン濃度 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響要因 の例		項目	主な環境影響評価の項目
工事	堰又は調節池	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量 地象：土地の安定性 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保存すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
	工事用道路等の設置工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保存すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	放水路の存在・供用	標準項目	水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量・浮遊物質量 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 堤防、水門、堰等の施設 地盤：地盤沈下 地象：地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保存すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源) 眺望景観 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
	堰又は調節池 堤体の存在	標準項目	地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源) 眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保存すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響要因 の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・供用	付け替え道路の存在・供用	標準項目	<p>地象：土地の安定性 地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）</p> <p>景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源) 眺望景観</p> <p>史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財</p> <p>地域交通：自動車交通</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>動物：保全すべき種</p> <p>植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量</p> <p>生態系：地域を特徴付ける生態系</p> <p>自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場</p> <p>コミュニティ：コミュニティ施設等</p> <p>地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通</p>
	貯水池及び調節池の存在・供用	標準項目	<p>水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量・浮遊物質 窒素及びリン・水温・溶存酸素量</p> <p>水象：河川等の流量、流速及び水位</p> <p>景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源) 眺望景観</p> <p>史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>動物：保全すべき種</p> <p>植物：保全すべき種・保存すべき植生及び群落・緑の量</p> <p>生態系：地域を特徴付ける生態系</p> <p>自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場</p> <p>コミュニティ：コミュニティ施設等</p>
	放水	標準項目	<p>水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量 浮遊物質・水温</p> <p>水象：河川等の流量、流速及び水位</p> <p>景観：眺望景観</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>動物：保全すべき種</p> <p>植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落</p> <p>生態系：地域を特徴付ける生態系</p>

2.3.3 鉄道又は軌道の建設

(技術指針第1・別表3・(3))

対象事業の種類			(3) 鉄道又は軌道の建設					
環境影響評価の項目	環境影響要因の例		工事			存在・供用		
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	鉄道施設 の存在	列車の走行	駅舎等の供用 (駅周辺の交通量の増加を含む)
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			△	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物					△	
		浮遊粒子状物質	△	△			△	
		炭化水素					△	
		粉じん		○	○			
		大気質に係る有害物質等						
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	△
		低周波音※					△*1	
	振動	振動	○	○			○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					△
			浮遊物質			△		△
			窒素及びリン					
			水温					
			水素イオン濃度					
			溶存酸素量					
			その他の生活環境項目					
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
		底質に係る有害物質等						
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							
水象	河川等の流量、流速及び水位			△		△		
	地下水の水位及び水脈			△	○*3*4			
	温泉及び鉱泉							
	堤防、水門、堰等の施設							
土壌	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下				○*3*4			
地象	土地の安定性			△	△*2*3			
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)				△			
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	
	植物	保全すべき種			△	△		
		保存すべき植生及び群落			△	△		
生態系	地域を特徴付ける生態系			△	△			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				○		
		眺望景観				○		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△	
	史跡・文化財	指定文化財等 埋蔵文化財				○ ○		
	日照障害	日影の状況				△*1*2		
	電波障害	電波受信状況				△*1*2		
	風害	局所的な風の発生状況						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	
		残土			○			
		雨水及び処理水						
温室効果ガス等	温室効果ガス オゾン層破壊物質	△	△			△		
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△	
	地域交通	自動車交通		○		△	○	
		バス等の公共交通			△		△	
		歩行者・自転車交通		△		△	△	
安全	危険物等の安全性の確保					△		
凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目								

- * 1：高架式の場合
- * 2：盛土式の場合
- * 3：掘削式の場合
- * 4：地下式の場合

※高速鉄道の場合においては、トンネルに突入する際の衝撃音を含む。

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。

軌道又は鉄道に関わる事業で、存在・供用時にも周辺環境へ騒音、振動等の影響が大きいと考えられるものについては、操車場や車庫等も含めて対象事業とした。

区分		A地域	B地域	C地域
建設	鉄道又は軌道	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
改良	鉄道等の線路の高架化	高架化する区間の長さが1 km 以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
	鉄道等の線路の増設	増設する区間の長さが1 km 以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
	操車場、車庫、車両検査修繕施設その他の鉄道等の施設(線路を除く。)の設置	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの	施行区域の面積が1ha 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

<想定される立地の特性等>

さいたま市では、新しい鉄道の計画も進められていることから、周辺環境への影響が低減されるように、その地域性を十分加味し、検討されることが望まれる。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目	大気質：粉じん 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	鉄道施設の存在	標準項目	水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあい：自然とのふれあい 日照障害：日影の状況 電波障害：電波受信状況 コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：自動車交通・バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	列車の走行	標準項目	騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目	騒音・低周波音：低周波音 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響 要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・ 供用	駅舎等 の供用 (駅周 辺の自 動車交 通量の 増加を 含む)	標準項目	廃棄物等：廃棄物 地域交通：自動車交通
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 騒音・低周波音：騒音 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量・浮遊物質 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあい：自然とのふれあい 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通 安全：危険物等の安全性の確保

2.3.4 飛行場の建設

(技術指針第1・別表3・(4))

対象事業の種類		(4) 飛行場の建設									
環境影響評価の項目		環境影響要因の別			存在・供用						
		建設機械の稼働	工事の稼働 資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	飛行場の存在		航空機の運航		飛行場施設の供用 (周辺交通量の増加を含む)		
		(飛行場の場合のみ)			飛行場	滑走路	飛行場	滑走路	飛行場		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	△	△	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物									
		浮遊粒子状物質	△	△				△	△	△	
		炭化水素						△	△	△	
		粉じん		○	○	△					
	大気質に係る有害物質等										
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○	○	○	
		低周波音							○	○	
	振動	○	○						○		
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度									
		特定悪臭物質									
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量								△
			浮遊物質			○					△
			窒素及びリン								
			水温								
			水素イオン濃度								
			溶解酸素量								
		底質	その他の生活環境項目								
			健康項目等								
		地下水の水質	強熱減量								
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量											
	底質に係る有害物質等										
	地下水の水質に係る有害項目										
水象	河川等の流量、流速及び水位			△	△				△		
	地下水の水位及び水脈										
	温泉及び鉱泉										
堤防、水門、堰等の施設											
土壌	土壌に係る有害項目										
地盤	地盤沈下										
地象	土地の安定性					△					
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)										
	表土の状況及び生産性					△					
動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	△	△	△		
	植物				△	△	△	△			
	緑の量				△	△	△	△			
生態系	地域を特徴づける生態系			△	△	△	△	△			
	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				○	△	△	△			
	眺望景観				○	△	△	△			
人と自然との豊かな暮らしの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△	△	△	△		
	指定文化財等				○	○					
	埋蔵文化財				○	○					
	日照障害										
	電波障害						○				
	風害	局所的な風の発生状況									
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等			○					○		
	残土			○					○		
	雨水及び処理水								○		
温室効果ガス等	△	△				△	△	△			
オゾン層破壊物質											
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	△	△	△	△	△	△	△	△		
	自動車交通		○		○				○		
	バス等の公共交通		△		△				△		
	歩行者・自転車交通		△		△				△		
安全	危険物等の安全性の確保		△		△			○			

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。特に、陸上飛行場については、存在・供用に伴う影響が大きいため、十分留意する必要がある。

区分		A地域	B地域	C地域
設置	陸上飛行場の設置	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	陸上ヘリポートの設置	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
施設の変更	陸上飛行場の滑走路の増設、延長又は位置の変更	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	陸上ヘリポートの滑走路の増設、延長又は位置の変更	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

<想定される立地の特性等>

陸上飛行場については、平野部の田園地帯等が主に想定されるが、さいたま市では近年中に整備されるような計画は進められていない。

陸上ヘリポートについては、主に高層ビルや病院等の屋上部に設置される可能性が高い。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
工事	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
	事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
工事	資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	飛行場の存在	標準項目	景観：景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：粉じん 水象：河川等の流量、流速及び水位 地象：地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	ヘリポート	標準項目	史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 景観：景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）・眺望景観 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目	
存在・供用	航空機の運航	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 電波障害：電波受信状況	
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質・炭化水素 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等	
		標準項目	騒音・低周波音：騒音・低周波音	
	飛行場施設の供用 (周辺交通量の増加を含む)	ヘリポート	事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
			標準項目	騒音・低周波音：騒音 振動：振動 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 地域交通：自動車交通 安全：危険物等の安全性の確保
			事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量・浮遊物質 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

2.3.5 工場又は事業場、廃棄物処理施設、下水道終末処理場の建設

(技術指針第1・別表3・(5)(6)(7))

対象事業の種類		(5) 工場又は事業場の建設 (6) 廃棄物処理施設の建設 (7) 下水道終末処理場の建設												
環境影響要因の別		工事			存在・供用								自動車等の走行	
		建設機械の稼働	資材運搬等の車の走行	造成等の工事	造成地・施設の存在		施設の稼働							
環境影響評価の項目					最終処分場	その他	工場又は事業場	ごみ処理施設	し尿処理施設	最終処分場	産業廃棄物中間処理施設	積み替え・保管施設	下水道終末処理場	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				△	○		△	△	△	○
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						△	○		△	△	△	○
		浮遊粒子状物質	△	△				△	○		△	△	△	○
		酸化水素						△	○		△	△	△	○
		粉じん		○	○			△	○		○	△	△	○
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○	○	○	○	○	○	○
		低周波音						○	○	○	○	○	○	○
	振動	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						△	○	○	○	○	○	○
		特定悪臭物質						△	○	○	○	○	○	○
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						△	○	○	○	△	○
			浮遊物質			○			△	○	○	○	△	○
			窒素及びリン						△	○	○	○	△	○
			水質						△	○	○	○	△	○
			水素イオン濃度						△	○	○	○	△	○
			溶解酸素量						△	○	○	○	△	○
		底質	その他の生活環境項目						△	○	○	○	△	○
			健康項目等						△	○	○	○	△	○
			強酸減量						△	○	○	○	△	○
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						△	○	○	○	△	○
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						△	○	○	△	○			
水象	河川等の流量、流速及び水位			△			△	△	△	△	△	○		
	地下水の水位及び水質			△	○	△								
	温泉及び鉱泉											○		
土壌	土壌に係る有害項目						△	○	○	○				
地盤	地盤沈下			○	△									
地象	土地の安定性			△	○	△								
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）			△	○	△								
	表土の状況及び生産性			△	△	△								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	植物			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	生態系			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観				○	○								
	眺望景観				○	○								
	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	史跡・文化財				○	○								
	日照障害					△								
環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等			○			○	○	○	○	○	○	○	
	温室効果ガス等	△	△				△	△	△	△	△	△	△	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	地域交通		○										○	
	安全		△										△	
凡例	○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目													

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

○工場又は事業場

＜対象となる事業の概要＞

化学物質取扱量については、年間 500 t 以上の取扱量が工場又は事業場等の計画時に見込まれている場合に対象事業とする。

区分		A 地域	B 地域	C 地域
設置	工場等の設置	施行区域の面積が5ha以上のもの又は排出ガス量が40,000Nm ³ /h以上のもの若しくは排出水量が5,000m ³ /日以上のものである又は化学物質取扱量が年間500 t 以上のもの	施行区域の面積が3ha以上のもの又は排出ガス量が10,000Nm ³ /h 以上のもの若しくは排出水量が1,000m ³ /日以上のものである又は化学物質取扱量が年間500 t 以上のもの	施行区域の面積が1ha以上のもの又は排出ガス量が10,000Nm ³ /h 以上のもの若しくは排出水量が1,000m ³ /日以上のものである又は化学物質取扱量が年間500 t 以上のもの
	工場等の施設の変更	ア 増加する施行区域の面積が5ha以上のもの イ 増加する排出ガス量が40,000Nm ³ /h 以上のもの ウ 変更する前までの排出ガス量が10,000Nm ³ /h 以上40,000Nm ³ /h 未満のもので、増加する排出ガス量が30,000Nm ³ /h 以上のもの エ 増加する排出水量が5,000m ³ /日以上のものである オ 変更する前までの排出水量が1,000m ³ /日以上5,000m ³ /日未満で、増加する排出水量が4,000m ³ /日以上のものである	ア 増加する施行区域の面積が3ha以上のもの イ 増加する排出ガス量が10,000Nm ³ /h 以上のもの ウ 増加する排出水量が1,000m ³ /日以上のものである	ア 増加する施行区域の面積が1ha以上のもの イ 増加する排出ガス量が10,000Nm ³ /h 以上のもの ウ 増加する排出水量が1,000m ³ /日以上のものである

＜想定される立地の特性等＞

工場又は事業場は単独の立地を想定しているが、複数の工場又は事業場の立地が見込まれている場合には、一事業として扱われることがのぞましい。

従って、一般的に平野部の道路交通条件の良い場所や新しく開発される場所等への立地が想定される。都市計画により、基本的に住宅地等既存の市街地の中に新規に立地することは想定されにくいいため、田園地域や都市部から離れた郊外への立地の可能性が高い。

ただし、既存工場の増設については、住宅地等と混在している可能性もあるが、単独の工場又は事業場では、敷地の造成規模が他の造成系の事業に比べてかなり小さいと想定される。

○廃棄物処理施設

<対象となる事業の概要>

ごみ処理施設は、主に一般廃棄物を処理する施設で、焼却施設、リサイクルプラザ、粗大ゴミ処理施設等を対象としている。また、産業廃棄物中間処理施設については、主に産業廃棄物を処理する施設で、建設系廃棄物の破碎処理施設をはじめ、焼却施設や脱水処理施設などの広範を対象としている。なお、積み替え・保管施設については、一般廃棄物または産業廃棄物の何れか、または両方を取り扱う施設を対象としている。

区分		A地域	B地域	C地域
設置	ごみ処理施設の設置	1日あたりの処理能力が200t以上のもの	1日あたりの処理能力が100t以上のもの	すべてのもの
	(焼却施設)	1日あたりの処理能力が50t以上のもの	1日あたりの処理能力が20t以上のもの	すべてのもの
	し尿処理施設の設置	1日あたりの処理能力が100kl以上のもの	1日あたりの処理能力が50kl以上のもの	すべてのもの
	最終処分場の設置	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	産業廃棄物中間処理施設の設置	1日あたりの処理能力が200t以上のもの	1日あたりの処理能力が100t以上のもの	すべてのもの
	(焼却施設)	1日あたりの処理能力が50t以上のもの	1日あたりの処理能力が20t以上のもの	すべてのもの
	(破碎施設)	1日あたりの処理能力が1,000t以上のもの	1日あたりの処理能力が1,000t以上のもの	すべてのもの
	積み替え・保管施設の設置	保管面積が5,000㎡以上のもの	保管面積が3,000㎡以上のもの	保管面積が1,000㎡以上のもの
施設の変更	ごみ処理施設の設置	ア 増加する1日あたりの処理能力が200t以上のもの イ 変更する前までの1日あたりの処理能力が100t以上200t未満で、1日あたりの処理能力が100t以上増加するもの	増加する1日あたりの処理能力が100t以上のもの	増加する1日あたりの処理能力が5t以上のもの
	(焼却施設)	ア 増加する1日あたりの処理能力が50t以上のもの イ 変更する前までの1日あたりの処理能力が20t以上50t未満で、1日あたりの処理能力が30t以上増加するもの	増加する1日あたりの処理能力が20t以上のもの	増加する1日あたりの処理能力が5t以上のもの

区分	A地域	B地域	C地域	
施設の変更	し尿処理施設の設置 ア 増加する1日あたりの処理能力が100kl以上のもの イ 変更する前までの1日あたりの処理能力が50kl以上100kl未満で、1日あたりの処理能力が50kl以上になるもの	増加する1日あたりの処理能力が50kl以上のもの	処理能力が増加するすべてのもの	
	最終処分場の設置	埋立面積が増加するすべてのもの	埋立面積が増加するすべてのもの	
	産業廃棄物中間処理施設の設置 ア 増加する1日あたりの処理能力が200t以上のもの イ 変更する前までの1日あたりの処理能力が100t以上200t未満で、増加する1日あたりの処理能力が100t以上のもの	増加する1日あたりの処理能力が100tのもの	増加する1日あたりの処理能力が5t以上のもの	
	(焼却施設) ア 増加する1日あたりの処理能力が50t以上のもの イ 変更する前までの1日あたりの処理能力が20t以上50t未満で、増加する1日あたりの処理能力が30t以上のもの	増加する1日あたりの処理能力が20t以上のもの	増加する1日あたりの処理能力が5t以上のもの	
	(破碎施設)	増加する1日あたりの処理能力が1,000t以上のもの	増加する1日あたりの処理能力が1,000t以上のもの	増加する1日あたりの処理能力が5t以上のもの
	積み替え・保管施設の変更 ア 増加する保管面積が5,000㎡以上のもの イ 変更する前までの保管面積が3,000㎡以上5,000㎡未満で、増加する保管面積が2,000㎡以上となるもの	ア 増加する保管面積が3,000㎡以上のもの イ 変更する前までの保管面積が1,000㎡以上3,000㎡未満で、変更した後に保管面積が2,000㎡以上となるもの	増加する保管面積が1,000㎡以上のもの	

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

<想定される立地の特性等>

ごみ処理施設や産業廃棄物中間処理施設は、田園地帯等の平野部に立地する可能性が高いが、市街地へ立地される場合には、特に廃棄物の搬入車両による影響に十分配慮する必要がある。一方、し尿処理施設は河川の下流域に隣接する可能性が高い。

廃棄物の最終処分場については、さいたま市の場合は平野部が広がっていることから、埼玉県立自然公園などの起伏が見られる場所に立地する可能性が高い。しかし、埼玉県立自然公園や見沼田圃などは、貴重な動植物の保護等生物多様性の観点から、また景観や自然とのふれあいの観点からも、重要な場である可能性が高いことから、周辺環境への影響に十分配慮したものとしていく必要がある。

○下水道終末処理場

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。

区分		A地域	B地域	C地域
設置	終末処理場の設置	施行区域の面積が5ha以上のもの	施行区域の面積が3ha以上のもの	施行区域の面積が1ha以上のもの
施設の変更	終末処理場の増設	増加する施行区域の面積が5ha以上のもの	増加する施行区域の面積が3ha以上のもの	増加する施行区域の面積が1ha以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

<想定される立地の特性等>

下水道終末処理場は、河川の下流部で、河川に隣接する田園地帯等への立地が想定される。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	造成地・施設の存在	標準項目	水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	地象：表土の状況及び生産性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
	その他	標準項目	景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 表土の状況及び生産性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 日照障害：日影の状況 電波障害：電波受信状況 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響 要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・供用	工場 又は 事業場	標準項目	騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 安全：危険物等の安全性の確保
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質・炭化水素・大気質に係る有害物質等 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 水質：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 〔公共用水域〕 浮遊物質・窒素及びリン・水温・水素イオン濃度 〔の水質〕 溶存酸素量・その他の生活環境項目・健康項目等 水質(底質)：底質に係る有害物質等 水質(地下水の水質)：地下水の水質に係る有害項目 水象：河川等の流量、流速及び水位 土壌：土壌に係る有害項目 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス・オゾン層破壊物質 コミュニティ：コミュニティ施設等
	施設 の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質・大気質に係る有害物質等 騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 水質：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 〔公共用水域〕 浮遊物質・窒素及びリン・水素イオン濃度 〔の水質〕 溶存酸素量・その他の生活環境項目・健康項目等 水質(底質)：底質に係る有害物質等 土壌：土壌に係る有害項目 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 安全：危険物等の安全性の確保
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス・オゾン層破壊物質 コミュニティ：コミュニティ施設等
	し尿 処理 施設	標準項目	騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 水質：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 〔公共用水域〕 浮遊物質・窒素及びリン・水素イオン濃度 〔の水質〕 溶存酸素量・その他の生活環境項目・健康項目等 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 安全：危険物等の安全性の確保
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	水質：水温 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・供用	最終処分場	標準項目	大気質：粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 水質：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 [公共用水域] 浮遊物質量・窒素及びリン・水素イオン濃度 [の水質] 溶存酸素量・その他の生活環境項目・健康項目等 水質(底質)：底質に係る有害物質等 水質(地下水の水質)：地下水の水質に係る有害項目 土壌：土壌に係る有害項目 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 安全：危険物等の安全性の確保
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	産業廃棄物中間処理施設	標準項目	騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 土壌：土壌に係る有害項目 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 安全：危険物等の安全性の確保
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質・大気質に係る有害物質等 水質：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 [公共用水域] 浮遊物質量・窒素及びリン・水素イオン濃度 [の水質] 溶存酸素量・その他の生活環境項目・健康項目等 水質(底質)：底質に係る有害物質等 水質(地下水の水質)：地下水の水質に係る有害項目 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス・オゾン層破壊物質 コミュニティ：コミュニティ施設等
	積み替え・保管施設	標準項目	騒音・低周波音：騒音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量・その他の生活環境項目 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 安全：危険物等の安全性の確保

環境影響 要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・ 供用	施設の稼働	下水道終末処理場	<p>標準項目</p> <p>騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 水質：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 [公共用水域] 浮遊物質・窒素及びリン・水素イオン濃度 の水質 溶存酸素量・その他の生活環境項目・健康項目等 水象：河川等の流量、流速及び水位・堤防、水門、堰等の施設 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 安全：危険物等の安全性の確保</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>水質：水温 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等</p>
	自動車等の走行	標準項目	<p>大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>大気質：炭化水素 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通</p>

2.3.6 高層建築物、大規模建築物の建設

(技術指針第1・別表3・(8)(9))

対象事業の種類			(8) 高層建築物の建設		(9) 大規模建築物の建設			
環境影響評価の項目	環境影響要因の例		工事		存在・供用			
	建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の稼働及び人の利用	自動車交通の発生		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○		△	△	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						
		浮遊粒子状物質	△	△		△	△	
		炭化水素					△	
		粉じん		○	○			
		大気質に係る有害物質等						
	騒音・低周波音	騒音	○	○		△	△	
		低周波音						
	振動	振動	○	○			△	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			△		
			浮遊物質					
			窒素及びリン					
			水温					
			水素イオン濃度					
			溶解酸素量					
		底質	その他の生活環境項目					
			健康項目等					
			強熱減量					
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
地下水の水質	底質に係る有害物質等							
	地下水の水質に係る有害項目							
水象	河川等の流量、流速及び水位			△		△		
	地下水の水位及び水脈			△	△			
	温泉及び鉱泉							
土壌	堤防、水門、堰等の施設							
	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下				△			
	土地の安定性			△	△			
地象	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)				△			
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	
	植物	保全すべき種			△	△		
生態系		保全すべき種			△	△		
		緑の量				△		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	地域を特徴づける生態系			△	△		
		景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				○		
	眺望景観				○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△	
	史跡・文化財	指定文化財等				○		
		埋蔵文化財				○		
	日照障害	日影の状況				○		
	電波障害	電波受信状況				○		
	風害	局所的な風の発生状況				△		
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		△
残土					○			
雨水及び処理水							△	
温室効果ガス等	温室効果ガス	△	△			△		
	オゾン層破壊物質							
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△	
		自動車交通		○			○	
	地域交通	バス等の公共交通		△			△	
		歩行者・自転車交通		△			△	
安全	危険物等の安全性の確保				△			

凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

○高層建築物の建設

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。高層建築物の最高部については、建築物の上部に設置される工作物を含めての最高高さとしている。

A 地域	B 地域	C 地域
最高高さまたは最高部までの高さが60m以上のもの (特別の地域は100m以上)	最高高さまたは最高部までの高さが60m以上のもの (特別の地域は100m以上)	最高高さまたは最高部までの高さが30m以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

※この表において「特別の地域」とは、次に掲げるものをいう。

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の3第1項第2号に規定する地区で、C地域を除く地域。

<想定される立地の特性等>

高層建築物については、さいたま市の中でもさいたま新都心や大宮、浦和、武蔵浦和など、主に市街地において立地されると想定される。

これまで高層建築物と言われるものはオフィスビルや商業施設が中心であったが、近年、高層マンション等の建設も多く見られるようになってきている。高層マンションでは、車両走行による影響は少ないと考えられるが、景観や日照障害、コミュニティ等への影響はあるため、十分配慮して評価を行う必要がある。

○大規模建築物の建設

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。

高層建築物が高さ方向の影響を中心に想定しているのに対して、大規模建築物は平面的な広がりをもつ建築物を対象としている。特に、供用後の車両走行等が問題となる大規模店舗や商業施設を想定している。

	A 地域	B 地域	C 地域
設置	延べ面積が50,000㎡以上のもの (特別の地域は100,000㎡以上)	延べ面積が30,000㎡以上のもの (特別の地域は100,000㎡以上)	延べ面積が10,000㎡以上のもの
施設の変更	増加する延べ面積が50,000㎡以上のもの	増加する延べ面積が30,000㎡以上のもの	増加する延べ面積が10,000㎡以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

※この表において「特別の地域」とは、次に掲げるものをいう。

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の3第1項第2号に規定する地区で、C地域を除く地域。

<想定される立地の特性等>

さいたま市では、さいたま新都心や大宮、武蔵浦和の中心市街地のほかに、市街地周辺の住宅街の近隣に建設されることが想定される。中心市街地では供用時の車両走行に伴う騒音・振動のほかに渋滞等を起こすことから地域交通が重要となると想定される。郊外では自然環境に対する影響のほかに、コミュニティや地域交通など、住宅街への影響にも十分配慮したものとしていく必要がある。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
	資材運搬等の車両の走行	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目 大気質：粉じん 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
	存在・供用	標準項目 景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財 日照障害：日影の状況 電波障害：電波受信状況
事業特性、地域特性により選定する項目 水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 風害：局所的な風の発生状況 コミュニティ：コミュニティ施設等		

環境影響 要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
存在・ 供用	標準項目	—
	事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質 騒音・低周波音：騒音 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 安全：危険物等の安全性の確保
	標準項目	地域交通：自動車交通
	事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
自動車 交通の 発生		

2.3.7 研究施設の建設

(技術指針第1・別表3・(10))

対象事業の種類		(10) 研究施設の建設							
環境影響評価の項目		環境影響要因の別		工事			存在・供用		
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の稼働	自動車交通の発生		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○		△	△		
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物							
		浮遊粒子状物質	△	△		△	△		
		炭化水素					△		
		粉じん		○	○				
		大気質に係る有害物質等				△			
	騒音・低周波音	騒音	○	○			△	△	
		低周波音					△		
	振動	振動	○	○			△	△	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					△		
		特定悪臭物質					△		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				△		
			浮遊物質			○	△		
			窒素及び磷						
			水温						
			水素イオン濃度						
			溶存酸素量						
			その他の生活環境項目						
		底質	強熱減量					△	
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
底質に係る有害物質等							△		
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目				△				
水象	河川等の流量、流速及び水位			△					
	地下水の水位及び水脈			△	△				
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目					△			
地盤	地盤沈下				△				
	土地の安定性			△	△				
地象	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）				△				
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△		
	植物	保全すべき種			△	△			
		保存すべき植生及び群落			△	△			
生態系	地域を特徴づける生態系			△	△				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				△			
		眺望景観				△			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△		
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財				○			
	日照障害	日影の状況				△			
電波障害	電波受信状況				△				
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○	○			
		残土			○				
		雨水及び処理水				○			
温室効果ガス等	温室効果ガス	△	△		△	△			
	オゾン層破壊物質								
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△		
		自動車交通		○			○		
	地域交通	バス等の公共交通		△			△		
		歩行者・自転車交通		△			△		
安全	危険物等の安全性の確保				○				

凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。

化学物質取扱量については、年間 500 t 以上の化学物質取扱量が研究施設等の計画時に見込まれている場合に対象事業とする。

	A 地域	B 地域	C 地域
設置	施行区域の面積が5ha 以上のものまたは化学物質取扱量が年間500 t 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のものまたは化学物質取扱量が年間500 t 以上のもの	施行区域の面積が1ha 以上のものまたは化学物質取扱量が年間500 t 以上のもの
施設の変更	増加する施行区域の面積が5ha 以上のもの	増加する施行区域の面積が3ha 以上のもの	増加する施行区域の面積が1ha 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

<想定される立地の特性等>

研究施設という特殊性や対象となる面積が大きいことなどを加味すると、さいたま市郊外に立地されると想定される。郊外に設置されることで問題となる可能性の高い景観や廃棄物については十分な配慮をするとともに、研究施設で使用する可能性が高い危険な化学物質等による影響についても考慮する必要がある。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
工事	造成等の工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	敷地及び施設の存在	標準項目	史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		標準項目	水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。） 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 景観：景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）・眺望景観 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 日照障害：日影の状況 電波障害：電波受信状況 コミュニティ：コミュニティ施設等
	標準項目	廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 安全：危険物等の安全性の確保	
	事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質 大気質に係る有害物質等 騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量・浮遊物質量 健康項目等 水質(底質)：底質に係る有害物質等 水質(地下水の水質)：地下水の水質に係る有害項目 水象：河川等の流量、流速及び水位 土壌：土壌に係る有害項目 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等	
自動車交通の発生	標準項目	地域交通：自動車交通	
	事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通	

2.3.8 浄水施設の建設

(技術指針第1・別表3・(11))

対象事業の種類		(11) 浄水施設の建設							
環境影響評価の項目		環境影響要因の例	工事			存在・供用			
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の使用	施設の稼働	自動車交通の発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				△	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物							
		浮遊粒子状物質	△	△				△	
		炭化水素						△	
		粉じん		○	○				
	大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	△	
		低周波音					△		
	振動	振動	○	○			○	△	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					△	
			浮遊物質			○		△	
			酸素及び酸素消費量						△
			水素イオン濃度						△
			溶解酸素量						△
			その他の生活環境項目						△
		底質	健康項目等						
			強熱河質						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
			底質に係る有害物質等						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							
	水象	河川等の流量、流速及び水位			△		△		
		地下水の水位及び水脈			△		△		
		温泉及び鉱泉							
堤防、水門、堰等の施設									
土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下					△			
地象	土地の安定性			△		△			
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）					△			
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△		
	植物	保全すべき種			△	△	△		
		保全すべき種及び群落			△	△	△		
生態系	地域を特徴づける生態系			△	△	△			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				△	△		
		眺望景観				△	△		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△		
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
	埋蔵文化財				○				
日照障害	日影の状況								
電波障害	電波受信状況								
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○		
		残土			○		○		
	温室効果ガス等	温室効果ガス	△	△			△		
	オゾン層破壊物質					△			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△		
		自動車交通		○			○		
	地域交通	バス等の公共交通		△			△		
		歩行者・自転車交通		△			△		
安全	危険物等の安全性の確保					△			

凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。

	A 地域	B 地域	C 地域
設置	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの	施行区域の面積が1ha 以上のもの
施設の変更	増加する施行区域の面積が5ha 以上のもの	増加する施行区域の面積が3ha 以上のもの	増加する施行区域の面積が1ha 以上のもの

注) 【A 地域】

B 地域、C 地域に該当するものを除くすべて

【B 地域 (C 地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが風致地区

【C 地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

<想定される立地の特性等>

浄水施設は、さいたま市では河川等に近接した場所に立地されることが想定される。浄水施設には多くのプラントが設置されることから、景観等に対する配慮を十分に行うことが望まれる。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目 大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目	
存在・供用	敷地及び施設の存在	標準項目	史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。） 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 景観：景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）・眺望景観 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
		標準項目	騒音・低周波音：騒音 振動：振動 廃棄物等：廃棄物
	施設の稼働	事業特性、地域特性により選定する項目	騒音・低周波音：低周波音 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量・浮遊物質量 水素イオン濃度・その他の生活環境項目 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 廃棄物等：雨水及び処理水 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 安全：危険物等の安全性の確保
		標準項目	地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

2.3.9 公園の建設

(技術指針第1・別表3・(12))

対象事業の種類		(12) 公園の建設							
環境影響評価の項目		環境影響要因の例		工事			存在・供用		
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の供用	農業の使用	自動車交通の発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物							
		浮遊粒子状物質	△	△				△	
		炭化水素						△	
		粉じん		○	○	△			
		大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	○	
		低周波音							
	振動	振動	○	○				○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○		○	
			浮遊物質						
			窒素及びリン						
			水温						
	底質	底質	水素イオン濃度						
			溶解酸素量						
			その他の生活環境項目						○
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	健康項目等						○
			強熱減量						
	水象	河川等の流量、流速及び水位	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
			底質に係る有害物質等						
	土壌	土壌に係る有害項目	地下水の水質及び水脈			△	△	△	△
温泉及び鉱泉									
地盤	地盤沈下	堤防、水門、堰等の施設							
		地盤沈下							
地象	土地の安定性	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）			△	△			
		表土の状況及び生産性				○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	健全すべき種	△	△	△	△	△	△	
		健全すべき種			△	△	△	△	
	植物	保存すべき種及び群落			△	△	△	△	
緑の量					△				
生態系	地域を特徴づける生態系	緑の量				△	△	△	
		地域を特徴づける生態系			△	△	△	△	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				△			
		眺望景観				△			
	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△		△	
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財				○			
	日照障害	日照の状況							
電波障害									
風害	局所的な風の発生状況								
	廃棄物			○		○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	残土			○				
		雨水及び処理水				○			
		温室効果ガス等	△	△			△	△	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	オゾン層破壊物質							
		コミュニティ施設等	△	△	△	△	△	△	
	地域交通	自動車交通		○				○	
		バス等の公共交通		△				△	
安全	危険物等の安全性の確保	歩行者・自転車交通		△			△		
		危険物等の安全性の確保				△	△		

凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業は、次のとおりである。公園については、自然公園をはじめとして、野球場やサッカー場、体育館などが含まれたスポーツ公園も対象としている。

	A 地域	B 地域	C 地域
設置	施行区域の面積が10ha 以上のもの	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの
施設の変更	増加する施行区域の面積が10ha 以上のもの	増加する施行区域の面積が5ha 以上のもの	増加する施行区域の面積が3ha 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域（C地域に該当するものを除く）】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

公園の中でも大規模なものが対象となるため、主に田園地帯、開発地域への立地が想定され、樹林又は農地を改変して造成され建設される可能性が高い。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目	
工事	建設機械の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：河川等の流量、流速及び水位 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響 要因の例	項目	主な環境影響評価の項目	
存在・ 供用	敷地及び施設の存在	<p>標準項目</p> <p>地象：表土の状況及び生産性 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財</p> <p>事業特性、地域特性により選定する項目</p> <p>大気質：粉じん 水象：河川等の流量、流速及び水位 地象：土地の安定性 地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む） 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 景観：景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）・眺望景観 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等</p>	
	施設の供用	標準項目	<p>騒音・低周波音：騒音 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 安全：危険物等の安全性の確保</p>
	農薬の使用	標準項目	<p>水質(公共用水域の水質)：健康項目等</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 安全：危険物等の安全性の確保</p>
	自動車交通の発生	標準項目	<p>大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>大気質：浮遊粒子状物質・炭化水素 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通</p>

2.3.10 電気工作物の建設

(技術指針第1・別表3・(13))

対象事業の種類			(13) 電気工作物の建設						
環境影響評価の項目			環境影響要因の別			存在・供用			
			建設機械の稼働	工事 資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設 の存在	施設の稼働	自動車交通の 発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			△	△	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					△	△	
		浮遊粒子状物質	△	△			△	△	
		炭化水素						△	
		粉じん		○	○			△	
		大気質に係る有害物質等					△		
	騒音・低周波音	騒音	○	○			△	△	
		低周波音					△		
	振動	振動	○	○			△	△	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					△	△	
		特定悪臭物質					△		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○		△	
			浮遊物質濃度					△	
			窒素及びリン					△	
			水質					△	
		底質	強熱減量						△
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						△	
		底質に係る有害物質等						△	
		地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					△	
	水象	河川等の流量、流速及び水位			△		△		
地下水の水位及び水脈				△	△				
温泉及び鉱泉									
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目					△			
地盤	地盤沈下				△				
地象	土地の安定性			△	△				
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)				△				
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△		
	植物	保全すべき種			△	△			
		保全すべき種及び群落			△	△			
		緑の量				△			
生態系	地域を特徴づける生態系			△	△				
	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				△			
	眺望景観				△				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△		
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財				○			
	日照障害	日影の状況							
	電波障害	電波受信状況					○		
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		△		
		残土			○		△		
		雨水及び処理水					△		
温室効果ガス等	温室効果ガス	△	△			△			
	オゾン層破壊物質					△			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△		
		自動車交通		○			○		
	地域交通	バス等の公共交通		△			△		
		歩行者・自転車交通		△			△		
安全	危険物等の安全性の確保					△			

凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

<対象となる事業の概要>

対象となる事業は、次のとおりである。主に、発電施設や変電所等を想定している。

A 地域	B 地域	C 地域
施行区域の面積が5ha 以上のもの又は排出ガス量が40,000Nm ³ /h 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの又は排出ガス量が10,000Nm ³ /h 以上のもの	施行区域の面積が1ha 以上のもの又は排出ガス量が10,000Nm ³ /h 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

<想定される立地の特性等>

電気工作物は、市街地では排出ガス量の要件を超える発電施設等が対象となる可能性が高く、市街地郊外では排出ガス量の要件を超える発電施設のほか、施行面積の大きな変電所等が対象となることが想定される。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目 大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・供用	敷地及び施設の存在	標準項目	史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。） 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 景観：景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）・眺望景観 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
	施設の稼働	標準項目	電波障害：電波受信状況
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質・大気質に係る有害物質等 騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動 悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量・浮遊物質量 窒素及びリン・健康項目等 水質(底質)：底質に係る有害物質等 水質(地下水の水質)：地下水の水質に係る有害項目 水象：河川等の流量、流速及び水位 土壌：土壌に係る有害項目 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 安全：危険物等の安全性の確保
		標準項目	地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

2.3.11 住宅団地の造成、土地区画整理事業

(技術指針第1・別表3・(14)(18))

対象事業の種類		(14) 住宅団地の造成 (18) 土地区画整理事業							
環境影響評価の項目	環境影響要因の例	工事			存在・供用				
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	居住施設の供用	業務用施設の供用	自動車交通の発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質	△	△				△	
		酸化水素						△	
		粉じん		○	○				
	大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○	
		低周波音							
	振動	振動	○	○				○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○		△	△
			浮遊物質						
			窒素及び磷						
			水温						
			水素イオン濃度						
			溶存酸素量						
		底質	その他生活環境項目						
			健康項目等						
			強熱減量						
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								
水象	河川等の流量、流速及び水位			△	△	△	△		
	地下水の水位及び水跡				△				
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下				△				
地象	土地の安定性			△	△				
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）				△				
表土の状況及び生産性				△					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	△	
		保全すべき種			△	△			
	植物	保全すべき種生及び群落			△	△			
生態系	地域を特徴づける生態系			△	△				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○			
		眺望景観				○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△	△	
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財				○			
	日照阻害	日影の状況							
電波障害	電波受信状況								
騒音	局所的な騒音の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○		
		残土			○				
		雨水及び処理水				△	○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	△	△		△	△	△		
	オゾン層破壊物質								
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△	△	
		自動車交通		○		△		○	
		バス等の公共交通		△		△		△	
	地域交通	歩行者・自転車交通		△		△		△	
安全	危険物等の安全性の確保								
凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目									

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

○住宅団地の造成

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業は、次のとおりである。

A 地域	B 地域	C 地域
施行区域の面積が10ha 以上のもの	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの

注) 【A 地域】

B 地域、C 地域に該当するものを除くすべて

【B 地域 (C 地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが風致地区

【C 地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

住宅団地は主として既存の市街地近郊の田園地帯、農地等への立地が想定される。

また、住宅団地には、既存の宅地の高度利用を進めることを目的とするものもあり、この場合は駅前等既存の中心市街地における立地が想定される。

○土地区画整理事業

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業は、次のとおりである。

A 地域	B 地域	C 地域
施行区域の面積が20ha 以上のもの	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの

注) 【A 地域】

B 地域、C 地域に該当するものを除くすべて

【B 地域 (C 地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200m の範囲の一部又はすべてが風致地区

【C 地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

土地区画整理は、宅地需要の拡大等に対応し新たな市街地を計画的に整備するものが多く、市街地近郊の農地等に立地する可能性が高い。また、既存の市街地について都市基盤を改善し宅地の高度利用を進めることを目的とするものもあり、この場合は駅前等既存の中心市街地における立地が想定される。

いずれも場合においても、周辺環境への影響が大きいため、十分な配慮が必要である。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目	大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目	大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：河川等の流量、流速及び水位 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	敷地及び施設の存在	標準項目	景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目	水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む) 表土の状況及び生産性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設 地域交通：自動車交通・バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	居住施設の供用	標準項目	—
		事業特性、地域特性により選定する項目	水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等

環境影響 要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・ 供用	業務用 施設の 供用	標準項目	廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	騒音・低周波音：騒音 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	自動車 交通の 発生	標準項目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	大気質：浮遊粒子状物質・炭化水素 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

2.3.12 工業団地、流通業務施設用地の造成

(技術指針第1・別表3・(15)(16))

対象事業の種類		(15) 工業団地の造成 (16) 流通業務施設用地の造成							
環境影響評価の項目		環境影響要因の例	工事			存在・供用		自動車交通の発生	
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の稼働		流通業務施設
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○		○
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物					○		
		浮遊粒子状物質	△	△			○		○
		炭化水素					○		△
		粉じん		○	○				
		大気質に係る有害物質等					○		
		騒音・低周波音	○	○			○		○
		騒音					○		
		低周波音					○		
		振動	○	○			○		○
		振動					○		
		悪臭					○		
		臭気指数又は臭気の濃度					○		
		特定悪臭物質					○		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○		○	△
浮遊物質							○		
窒素及びリン							○		
水温							△		
水素イオン濃度							○		
溶存酸素量							○		
底質		その他の生活環境項目					○		
		健康項目等					○		
地下水の水質		強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	底質に係る有害物質等					○			
水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					○		
	河川等の流量、流速及び水位			△	△	○	△		
	地下水の水位及び水脈			△	△				
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目					○			
地盤	地盤沈下				△				
地象	土地の安定性			△	△				
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)				△				
	表土の状況及び生産性								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	△	
	植物	保全すべき種			△	△	△		
		保存すべき植生及び群落			△	△	△		
		緑の量				△			
生態系	地域を特徴づける生態系			△	△	△			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				○			
		眺望景観				○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△	△	
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財				○			
	日照障害	日影の状況				△			
電波障害	電波受信状況				△				
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○		
		残土			○				
	雨水及び処理水					○	○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	△	△			△	△	△	
	オゾン層破壊物質					△			
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△	△	△	△	△	△	
	地域交通	自動車交通		○		△		○	
		バス等の公共交通		△		△		△	
		歩行者・自転車交通		△		△		△	
	安全	危険物等の安全性の確保					○		
凡例 ○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目									

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

○工業団地の造成

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業は、次のとおりである。

A 地域	B 地域	C 地域
施行区域の面積が10ha 以上のもの	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域（C地域に該当するものを除く）】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

工業団地は、物流の効率性等を勘案し、高速道路やその他幹線道路に近い田園地帯等への立地が想定される。近年では、工業団地の中には廃棄物に関わる施設等の立地も見られることから、上屋を含めた多様な視点による周辺環境への影響について配慮していく必要がある。

○流通業務施設用地の造成

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業は、次のとおりである。

A 地域	B 地域	C 地域
施行区域の面積が10ha 以上のもの	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域（C地域に該当するものを除く）】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

流通業務施設は、物流の効率性等を勘案し、高速道路やその他幹線道路に近い田園地帯等への立地が想定される。

今後の流通業務施設においては、情報化による業務内容の多様化が見込まれることから、上屋を含めた多様な視点によって、周辺環境への影響について配慮していく必要がある。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目 大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質量 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	敷地及び施設の存在	標準項目 景観：景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)・眺望景観 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。) 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 日照障害：日影の状況 電波障害：電波受信状況 コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：自動車交通・バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

環境影響要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在・供用	施設の稼働	工業団地	<p>大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・二酸化硫黄又は硫黄酸化物 浮遊粒子状物質・炭化水素・大気質に係る有害物質等</p> <p>騒音・低周波音：騒音・低周波音 振動：振動</p> <p>悪臭：臭気指数又は臭気の濃度・特定悪臭物質</p> <p>水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量・浮遊物質量 窒素及び燐・健康項目等</p> <p>水質(底質)：底質に係る有害物質等</p> <p>水質(地下水の水質)：地下水の水質に係る有害項目</p> <p>水象：河川等の流量、流速及び水位</p> <p>土壌：土壌に係る有害項目</p> <p>廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水</p> <p>安全：危険物等の安全性の確保</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>水質：水温 動物：保全すべき種</p> <p>植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落</p> <p>生態系：地域を特徴付ける生態系</p> <p>自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場</p> <p>温室効果ガス等：温室効果ガス・オゾン層破壊物質</p> <p>コミュニティ：コミュニティ施設等</p>
	流通業務施設	標準項目	<p>廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量</p> <p>水象：河川等の流量、流速及び水位</p> <p>動物：保全すべき種</p> <p>自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場</p> <p>温室効果ガス等：温室効果ガス</p> <p>コミュニティ：コミュニティ施設等</p>
	自動車交通の発生	標準項目	<p>大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質</p> <p>騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通</p>
		事業特性、地域特性により選定する項目	<p>大気質：炭化水素 動物：保全すべき種</p> <p>自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場</p> <p>温室効果ガス等：温室効果ガス</p> <p>コミュニティ：コミュニティ施設等</p> <p>地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通</p>

2.3.13 学校用地の造成、開発行為に係る事業

(技術指針第1・別表3・(17)(19))

対象事業の種類		(17) 学校用地の造成 (19) 開発行為に係る事業						
環境影響評価の項目		環境影響要因の例		工事		存在・供用		
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の供用	自動車交通の発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			△	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質	△	△			△	
		炭化水素					△	
		粉じん		○	○	△*1		
		大気質に係る有害物質等						
		騒音・低周波音	○	○		△	△	
		騒音						
		低周波音						
		振動	○	○		△	△	
		振動						
		悪臭						
			臭気指数又は臭気の濃度					
			特定悪臭物質					
		水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○	△
	浮遊物質							
	窒素及び燐							
			水温					
			水系イオン濃度					
			溶解酸素量					
		その他の生活環境項目						
		健康項目等						
	底質	底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
		底質に係る有害物質等						
	水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					
			水質					
	水象	河川等の流量、流速及び水位	河川等の流量、流速及び水位		△	△	△	
			地下水の水位及び水脈			△		
			温泉及び鉱泉					
		堤防、水門、堰等の施設						
	土壌	土壌に係る有害項目						
	地盤	地盤沈下				△		
	地象	土地の安定性	土地の安定性		△	△		
			地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む。)			△		
			表土の状況及び生産性			△		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	△	△	△	△	△	
	植物	保全すべき種			△	△		
		保全すべき種及び群落			△	△		
	緑の量				△			
	生態系	地域を特徴づける生態系			△	△		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)			△		
			眺望景観			△		
			眺望景観			△		
		自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	△	△	△	△
	史跡・文化財	指定文化財等	指定文化財等				○	
			埋蔵文化財				○	
		日照障害	日影の状況					
	電波障害	電波受信状況						
	風害	局所的な風の発生状況						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物	廃棄物		○		○	
			残土		○			
			雨水及び処理水				○	
	温室効果ガス等	温室効果ガス	温室効果ガス	△	△		△	
オゾン層破壊物質						△	△	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	コミュニティ施設等	△	△	△	△	
			自動車交通		○		○	
			バス等の公共交通		△		△	
		歩行者・自転車交通		△		△		
	安全	危険物等の安全性の確保				△		

*1：学校用地の造成の場合

注) 表中、選定項目以外の項目に対して、環境影響が相当程度となるおそれがあると認められる場合は、必要に応じて当該項目を追加すること。

○学校用地の造成

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業は、次のとおりである。

A 地域	B 地域	C 地域
施行区域の面積が10ha 以上のもの	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

学校用地は、主として既存の市街地近郊の田園地帯、農地等への立地が想定される。特に、大きな用地を必要とする理系の学校については、研究施設等を併設する可能性もあるため、その場合には「研究施設の建設」についても加味していく必要がある。

○開発行為に係る事業

＜対象となる事業の概要＞

対象となる事業は、次のとおりである。

A 地域	B 地域	C 地域
施行区域の面積が10ha 以上のもの	施行区域の面積が5ha 以上のもの	施行区域の面積が3ha 以上のもの

注) 【A地域】

B地域、C地域に該当するものを除くすべて

【B地域 (C地域に該当するものを除く)】

事業実施区域の一部又はすべてが市街化調整区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の境界から 200mの範囲の一部又はすべてが風致地区

【C地域】

事業実施区域の一部又はすべてが近郊緑地保全区域

事業実施区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園

事業実施区域の一部又はすべてが風致地区

＜想定される立地の特性等＞

開発行為が必要となる立地場所として農村地帯等が想定されるが、周辺環境への影響が大きいため、十分な配慮が必要である。

主な環境影響評価の項目

環境影響要因の例	項目	主な環境影響評価の項目
工事	建設機械の稼働	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物 騒音・低周波音：騒音 振動：振動
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等
	資材運搬等の車両の走行	標準項目 大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・粉じん 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 地域交通：自動車交通
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：浮遊粒子状物質 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通
	造成等の工事	標準項目 大気質：粉じん 水質(公共用水域の水質)：浮遊物質 廃棄物等：廃棄物・残土
		事業特性、地域特性により選定する項目 水象：河川等の流量、流速及び水位 地象：土地の安定性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落 生態系：地域を特徴付ける生態系 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
存在・供用	敷地及び施設の存在	標準項目 史跡・文化財：指定文化財等・埋蔵文化財
		事業特性、地域特性により選定する項目 大気質：粉じん 水象：河川等の流量、流速及び水位・地下水の水位及び水脈 地盤：地盤沈下 地象：土地の安定性 地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性 動物：保全すべき種 植物：保全すべき種・保全すべき植生及び群落・緑の量 生態系：地域を特徴付ける生態系 景観：景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）・眺望景観 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 コミュニティ：コミュニティ施設等
	施設の供用	標準項目 廃棄物等：廃棄物・雨水及び処理水
		事業特性、地域特性により選定する項目 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 水質(公共用水域の水質)：生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 水象：河川等の流量、流速及び水位 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 安全：危険物等の安全性の確保

環境影響 要因の例		項目	主な環境影響評価の項目
存在 ・ 供用	自動車 交通の 発生	標準項目	地域交通：自動車交通
		事業特性、 地域特性 により選 定する項 目	大気質：二酸化窒素又は窒素酸化物・浮遊粒子状物質・炭化水素 騒音・低周波音：騒音 振動：振動 動物：保全すべき種 自然とのふれあいの場：自然とのふれあいの場 温室効果ガス等：温室効果ガス コミュニティ：コミュニティ施設等 地域交通：バス等の公共交通・歩行者・自転車交通

2.4 別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

(技術指針第1・別表4)

根拠となる法律又は条例	指定地域等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
都市計画法	風致地区
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域
文化財保護法	指定文化財等の所在場所
埼玉県立自然公園条例	埼玉県立自然公園
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地

指定地域等は、埼玉県土地利用規制図、その他の資料によって確認することができるが、最新の指定状況、詳細な位置、詳細な土地利用内容等を確認するためには、それぞれの法律及び条例を所掌する課に問い合わせることがのぞましい。

埼玉県土地利用規制図等の資料は、県政情報センターで確認することができる。

<鳥獣保護区>

鳥獣保護区は、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として環境大臣又は知事が設定するもので、鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲・殺傷が禁止されている。鳥獣保護区は、森林鳥獣生息地、大規模生息地、渡り鳥の集団渡来地、鳥類の集団繁殖地、絶滅の恐れのある鳥獣の生息地、誘致地区（都市近郊で野鳥を誘致する）、愛護地区（小中学校の野鳥愛護林等）の7区分がある。

鳥獣の保護のためには、その生息地の保護が不可欠であり、環境大臣又は知事は、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、生息地保護を図っている。特別保護地区内において、水面の埋立・干拓、木竹の伐採及び工作物の設置その他の行為を行う場合は、環境大臣（環境大臣が指定した特別保護地区）又は知事（知事が指定した特別保護地区）の許可を受ける必要がある。

さいたま市では、鳥獣保護区として、荒川上流、大宮公園、岩槻公園周辺が指定されている。

【参考資料】

- i 埼玉県鳥獣保護区等位置図
- ii 埼玉県土地利用規制図

<生息地等保護区>

「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）は、絶滅危惧種の保存を図り、これを通じて良好な自然環境を保全することを目的としている。

環境大臣は、種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息地又は生育地及びこれらと一体的に保護を図る必要がある区域を「生息地等保護区」として指定することになっている。生息地等保護区は、管理地区と監視地区とからなり、管理地区においては、工作物の新築、改築及び増築、木竹の伐採等の行為を行う場合は、環境大臣の許可を受ける必要がある。

監視地区において、同様の行為を行う場合は、環境大臣に届け出る必要があり、その行

為が区域の保護の指針に適合しない場合、環境大臣は、その行為を禁止・制限することができる。さいたま市には、生息地等保護区は指定されていない。

＜風致地区＞

都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。都市計画は、一体の都市として整備し、開発し及び保全する必要がある区域（都市計画区域）について、土地利用計画、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めている。

風致地区は、都市の風致の維持を図るとともに、市街化と自然の風致との調整を図るために定められる地区であり、同地区においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為は、市長の許可が必要である。さいたま市では、大宮公園周辺の大宮風致地区約284haが指定されている。

【参考資料】

- i さいたま都市計画図
- ii 埼玉県土地利用規制図

＜近郊緑地保全区域＞

首都圏近郊緑地保全法は、首都圏の良好な自然の環境を有する緑地を保全することにより、秩序ある発展に寄与する緑地を保全することを目的としている。内閣総理大臣がこの法律に基づいて「近郊緑地保全区域」を指定している。

近郊緑地保全区域においては、工作物の新改増築、土石採取、木竹の伐採、水面の埋め立て等の開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ知事への届出が必要となる。

近郊緑地保全区域内の特に重要な部分は「近郊緑地特別保全地区」に指定されている。近郊緑地特別保全地区は、都市緑地保全法の緑地保全地区でもあり、都市計画においては「緑地保全地区」と統一して呼称され、上記のような開発行為を行う場合、緑地保全法に基づき、知事の許可が必要になる。

さいたま市では、近郊緑地保全区域として、荒川近郊緑地保全区域が指定されている。

【参考資料】

- i さいたま都市計画図
- ii 埼玉県土地利用規制図

＜指定文化財等の所在場所＞

文化財は、文化財保護法に基づき、有形文化財、史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群などの種類ごとに指定、登録等を受けている。

文化財に関し現状変更や保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可又は届出が必要になる。

文化財保護法に準じ、さいたま市でもさいたま市文化財保護条例が制定されており、国が指定する文化財以外で、さいたま市の区域内に存在する文化財が市の指定を受けている。市指定の文化財に関し現状変更や保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市教育委員会の許可又は届出が必要になる。

【参考資料】

- i さいたま市埋蔵文化財包蔵地
- ii 埼玉県土地利用規制図

＜埼玉県立自然公園＞

埼玉県立自然公園条例は、県内にあるすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その

利用の増進を図り、もって県民の保健、休養および教化に資することを目的としている。

さいたま市では、安行武南県立自然公園が埼玉県立自然公園条例に基づく普通地域に指定されているが、河川、湖沼の水量の増減、広告物の設置、土地の形状の変更などともなう行為を行う場合には、知事に対し、行為の種類、場所、施工方法および着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。

【参考資料】

- i 埼玉県自然公園等配置図
- ii 埼玉県土地利用規制図

<ふるさとの緑の景観地>

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例は、ふるさとの緑の保全および環境の緑化に関し、必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、もって郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとすることを目的としている。

「ふるさとの緑の景観地」は、埼玉らしさを感じさせる、樹林を中心としたすぐれた風景を形成している地域が指定されている。ふるさとの緑の景観地内において、規則で定める基準を超える建築物・工作物の新改増築、木竹の伐採、宅地の造成、鉱物・土石の採取などを行う場合は、知事に対し、行為の種類、場所、施工方法、着手予定日等を届け出なければならない。さいたま市には、2ヶ所の「ふるさとの緑の景観地」が指定されている。

【参考資料】

- i さいたま自然公園・緑マップ
- ii 埼玉県土地利用規制図

2.5 別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項

(技術指針第1・別表5)

区分	配慮事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。 2 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。 3 環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。 4 水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。 5 水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。 6 現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。 7 保存すべき地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。 2 原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域・地形その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。 3 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等さいたま市の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。 2 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。 3 すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。 4 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。 5 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。
環境への負荷の量の程度により留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。 2 温室効果ガス等の排出抑制に努めること。
人の生活の豊かさに関して留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティ施設等、地域住民が日常的にコミュニティ活動を行う場への影響の回避又は低減に努めること。 2 既に交通渋滞等が発生し、又は発生するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。 3 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への悪影響の回避又は低減に努めること。

2.5.1 環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項

2.5.1-1 既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること

既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域において、対象事業等の実施により環境に負荷を与えることは、できる限り避けることがのぞましい。

【既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域の例】

- i 環境基準が達成されていない地域
- ii 環境基準が達成されなくなるおそれがある地域
- iii 国、県又は市町村が定めた環境の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等が達成されていない地域又は当該基準、目標等達成されなくなるおそれがある地域
- iv 苦情等が相当程度県、市町村等に寄せられている地域
- v 将来、対象事業等以外の事業が行われることが明らかな地域

【把握すべき情報等の例】

- i 環境基準の達成状況
- ii その他の基準、目標等の達成状況
- iii 苦情等の状況
- iv 現況の土地利用状況及び土地利用計画

【参考となる既存資料の例】

- i 環境白書
- ii 土地利用現況図
- iii 都市計画図
- iv 土地利用計画図
- v 既存の環境影響評価書等

2.5.1-2 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること

【良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域】

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

【把握すべき情報等の例】

- i 学校、病院等の位置
- ii 用途地域

【参考となる既存資料の例】

- i 既存の地図
- ii 都市計画図
- iii その他の県又は市町村の資料

2.5.1-3 環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること

湖沼等の閉鎖性水域は、いったん水質が悪化するともとの状態に復元することが非常に難しい。このため、閉鎖性水域に直接排水する又は閉鎖性水域に流入する河川に排水する対象事業等の実施は、できる限り回避することがのぞましい。

また、汚濁物質を排水しない場合であっても、流量の変化により当該水域の水位等が変

化する可能性のある対象事業等については、立地を回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

湖沼等の位置、湖沼等に流入する河川の状況

【参考となる既存資料の例】

地形図

2.5.1-4 水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること

【地下水への影響の例】

- i トンネルその他の地下構造物による地下水の分断
- ii 汚濁水の地下浸透による地下水の水質への影響

【把握すべき情報等の例】

- i 水道水源取水地点及びその上流
- ii 湧水地及びその上流

【参考となる既存資料の例】

- i 水道水源に関する資料
- ii 湿地・湧水地等分布図（「豊かな湿地環境の保全と創造を目指して～平成8年度湿地・湧水地保全基本計画策定調査報告書」（埼玉県））

2.5.1-5 水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること

水田を中心とした農業での水利用は、都市型の水利用とは異なり、水の消費がほとんどなく下流に還元され、反復利用を通じて流域における水循環に大きな役割を果たしている。近年、都市化の進展に伴いこのような水循環が大きく崩れ、都市型洪水の一因ともなっている。

対象事業等の実施により、これらの保水機能への影響は、できる限り回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 水田、ため池、農業用水路の位置
- ii 農業用水の取水実態

【参考となる既存資料の例】

- i 地形図
- ii 埼玉県農業用水取水実態図
- iii 土地利用図

2.5.1-6 現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること

地形は自然環境要素の中で基本的な要素の一つであり、地質、水象、動物・植物の生息・生育と密接に関連している。従って、地形の改変はその地域の生態系の重大な影響を与え、という側面を持っている。地形はいったん改変されると、その復元は不可能であるため、対象事業等の実施に当たっては、できる限り現状の地形を活かし、改変量の抑制に努めることがのぞましい。

特に、対象事業等の実施に際して地形の改変量が大きくなる急傾斜地、湿地等の地域で対象事業等を実施することは、事業の困難さが増すとともに、急傾斜地、湿地等の特異な地形の上に成り立っている生態系のバランスを崩し、これらの地形に依存している生物群の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれが高いため、対象事業等の実施に当たって

は、これらの地域を回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 地形の状況
- ii 傾斜の状況
- iii 湿地等脆弱な地形の分布状況

【参考となる既存資料の例】

- i 地形図
- ii 湿地・湧水地等分布図

2.5.1-7 保存すべき地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること

前述のように、地形・地質はいったん改変されるとその復元はほぼ不可能である。従って、例えば地域の景観のシンボルとなる地形や学術上重要な自然現象、脆弱な地質基盤など、保存すべき地形、地質及び自然現象の分布地における対象事業等の立地はできる限り回避することがのぞましい。

やむを得ず対象事業等を立地する場合においては、できる限り改変量を少なくするなど、影響の低減について、事業構想の早期の段階から検討する必要がある。

【把握すべき情報等の例】

保存すべき地形・地質・自然現象の分布

【参考となる既存資料の例】

- i すぐれた自然図（第1回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- ii 自然景観資源調査報告書（第3回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- iii 日本の地形レッドデータブック第1集（日本の地形レッドデータブック作成委員会）
- iv 名水百選（環境省）
- v さいたま市文化財目録、さいたま市文化財地図
- vi 市町村誌
- vii 既存の環境影響評価書

2.5.1-8 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること

対象事業等の実施に当たって、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域は、回避すべき地域である。法に基づく指定のない地域にあっても、地形・地質上これに準ずる要件を有する地域においては、災害の防止上、対象事業等の実施をできる限り回避することがのぞましい。

また、土砂の流出の防備を目的とした森林や保水機能上重要な役割を果たしている水田の地域など、防災上重要な役割を果たしている地域においても、対象事業等の実施をできる限り回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 傾斜 30° 以上の地形
- ii 地すべり地形
- iii 過去の土砂災害の履歴
- iv 保安林等の配備状況
- v 水系の状況
- vi その他の災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域の状況

【参考となる既存資料の例】

- i 地形図
- ii 埼玉県土地利用規制図
- iii 市町村資料

2.5.2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項

2.5.2-1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること

貴重な動物・植物は、できる限り保全する必要がある。このため、貴重な動物・植物の生息・生育地においては、対象事業等の実施をできる限り回避することがのぞましい。

これらの生息・生育地が回避される場合であっても、工事又は供用に伴う騒音、排水等による生息・生育環境への間接影響をできる限り回避することがのぞましい。

貴重種の分布に係る情報については、既存の資料のみによる把握は困難であるため、対象事業等予定地周辺についての聞き取り調査や、場合によっては現地踏査による確認などをあらかじめ実施する必要がある。

【把握すべき情報等の例】

貴重な動物・植物の生息・生育情報

【参考となる既存資料の例】

- i レッドリスト
- ii さいたまレッドデータブック
- iii その他の調査研究資料

2.5.2-2 原生林その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること

原生林や湿地、亜高山帯などは、生態系の基盤として重要であり、確認されていなくても、貴重種が生息・生育する可能性が高い。これらの地域は脆弱であり、いったん破壊されるとその復元はほぼ不可能である。このため、これらの地域においては、対象事業等の実施をできる限り回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 原生林などの原生自然に近い状態にある地域（植生自然度の高い群落又はこれに準ずる地域、特定植物群落等）
- ii 湿地などの特異な生物の生息・生育地を形成している地域（湿地・湧水地点、河畔林、特定植物群落等）
- iii 自然の復元力が小さく脆弱な環境を有する地域（湿地、亜高山植生、特定植物群落等）

【参考となる既存資料の例】

- i 植生自然度図（第1回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- ii 特定植物群落調査報告書（第2回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- iii 湿地・湧水地等分布図

2.5.2-3 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること

動植物の保全上、その生息・生育空間を分断することは、できる限り避けなければならない。このため、植生、樹林地、水辺地などがネットワークを形成し、次のようなよりのぞましい形態・配置となるように保全することが望まれる。特に河川、崖線などの緑や生息環境のネットワークにおいては配慮が必要である。

- i できる限り広い面積を残す。
- ii できる限り分割しないで残す。
- iii できる限り分散させないように残す。
- iv できる限り連続させた形で残す。
- v できる限り丸い形で残す。

【把握すべき情報等の例】

- i 植生
- ii 自然環境単位の形態と位置関係
自然環境単位：ビオトープ、ハビタットといった生物の生息空間の規模でいうと、河川中流部の瀬と淵を含む一定の区間や、多様な植生を持つ河原、多様な植生をもつ湖や川の沿岸帯、河畔林など、その中に多様な小生息場所を内包し、特徴ある景観として類型化できる比較的大きな規模のもの

【参考となる既存資料の例】

- i 現存植生図
- ii 湿地・湧水地等分布図
- iii 水系図（地形図より）

2.5.3 人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項

2.5.3-1 傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等さいたま市の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること

対象事業等の実施による特色ある景観資源の改変は、できる限り回避することがのぞましい。

景観資源が改変されない場合でも、展望台等の主要な眺望地点からの眺めが阻害されないよう視線上への工作物の配置や土地の形状の変更を回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 特異な地形・地質・自然現象
- ii すぐれた自然景観
- iii 地域のランドマークやスカイライン
- iv 特定の視対象と視点との限定的関係により成立する眺望景観

【参考となる既存資料の例】

- i すぐれた自然図（第1回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- ii 特定植物群落調査報告書（第2回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- iii 自然景観資源調査報告書（第3回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- iv 自然環境情報図（第3回自然環境保全基礎調査、環境庁）
- v 巨樹・巨木林調査報告書（第4回自然環境保全基礎調査、環境庁）

- vi 日本の地形レッドデータブック第1集（同作成委員会）
- vii 全国観光情報ファイル（（社）日本観光協会）
- viii 名水百選（環境省）
- ix さいたま市文化財目録、さいたま市文化財地図
- x 湿地・湧水地等分布図
- x i 市町村誌
- x ii 既存の環境影響評価書

2.5.3-2 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること

里山、屋敷林、社寺林等古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境は、特に傑出した景観ではないが、地域にとってそれと同等又はそれ以上に重要な価値を有している。このため、対象事業等の実施によるこのような自然環境への影響は、できる限り回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 屋敷林、社寺林等の地域の貴重な緑地
- ii 雑木林、谷戸等のまとまりのある里山

【参考となる既存資料の例】

- i 現存植生図
- ii 地域の詳細な地図
- iii 市町村誌

2.5.3-3 すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること

すぐれた自然の風景地等は、景観資源として重要であるとともに、多くの人が自然とふれあい、これを理解するためにも重要である。対象事業等の実施による多くの人が自然とふれあう場への影響は、できる限り回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 名勝、天然記念物などのすぐれた自然の景勝地
- ii キャンプ場、魚釣り場などの主要な野外レクリエーション地
- iii ハイキングなどが盛んな場所

【参考となる既存資料の例】

- i 自然景観資源調査報告書
- ii 全国観光情報ファイル（（社）日本観光協会）
- iii 名水百選（環境省）
- iv さいたま市文化財目録、さいたま市文化財地図
- v 湿地・湧水地等分布図
- vi 市町村資料

2.5.3-4 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること

せせらぎや湧水地といった水辺、里山の雑木林や社寺林等の身近な緑は、地域住民が日常的に自然にふれあう場として重要な位置を占めている。このため、対象事業等の実施による水辺、身近な緑等への影響は、できる限り回避することがのぞましい。

身近な自然とのふれあいの場については、既存資料による把握は困難であり、地元への

聞き取りや現地踏査により補完的に調査する。

【把握すべき情報等の例】

- i 雑木林、社寺林などの森林
- ii 水田、ため池、農業用水路などの水辺
- iii 湿地、湧水地などの水辺
- iv 緑地や公園

【参考となる既存資料の例】

- i 市町村資料
- ii 湿地・湧水地等分布図

2.5.3-5 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること

対象事業等の実施による文化財等及びその周囲の雰囲気への影響は、できる限り回避することがのぞましい。

文化財に準ずる価値を有するものについては、既存資料による把握は困難であり、地元への聞き取りや現地踏査により補完的に調査する。

【把握すべき情報等の例】

- i 有形文化財（特に建造物）
- ii 民俗文化財（年中行事等）
- iii 記念物（史跡、名勝、天然記念物）
- iv 伝統的建造物群

【参考となる既存資料の例】

- i さいたま市文化財目録、さいたま市文化財地図
- ii 市町村誌その他の市町村資料

2.5.4 環境への負荷の量の程度により留意されるべき配慮事項

2.5.4-1 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること

工事発生残土の事業地内における再利用、伐採木の再利用などの工事中に発生する廃棄物の再利用、供用後に施設等から発生する廃棄物の効率的な再利用及び雨水・処理水の再利用等を図るために、現状の土地利用、当該さいたま市の廃棄物処理状況等を考慮した、事業の立地選定、事業地内の施設の配置、事業地内の立地施設の種類の種類、適正な施設等の規模について、事業構想の早期の段階から検討する。

【把握すべき情報等の例】

- i さいたま市の一般廃棄物処理計画
- ii 土地利用計画

【参考となる既存資料の例】

- i 市町村の一般廃棄物処理計画
- ii 土地利用計画図

2.5.4-2 温室効果ガス等の排出抑制に努めること

対象事業等の計画策定の段階から、排出を抑制するために、燃料の種類、燃焼システム、エネルギーシステムの効率化（コージェネレーションの採用等）の排出抑制について検討する。

【把握すべき情報等の例】

温室効果ガス排出抑制方法

【参考となる既存資料の例】

地球温暖化防止対策ハンドブック（環境省）

2.5.5 人の生活の豊かさに関して留意されるべき配慮事項**2.5.5-1 コミュニティ施設等、地域住民が日常的にコミュニティ活動を行う場への影響の回避又は低減に努めること**

コミュニティ施設等に対する影響については、できる限り回避することが望まれる。既存資料による把握では困難なものもあるため、地元への聞き取りや現地踏査により補完的に調査する。

【把握すべき情報等の例】

- i コミュニティ施設等の位置
- ii 用途地域

【参考となる既存資料の例】

- i 既存の地図
- ii 都市計画図
- iii その他の県又は市町村の資料

2.5.5-2 既に交通渋滞等が発生し、又は発生するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること

既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域において、対象事業等の実施により環境に負荷を与えることは、できる限り避けることがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 現況の交通渋滞の状況
- ii 苦情等の状況
- iii 現況の土地利用状況及び土地利用計画

【参考となる既存資料の例】

- i 道路交通センサス
- ii 都市計画図
- iii 市町村資料

2.5.5-3 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への悪影響の回避又は低減に努めること

防災上重要な役割を果たしている地域では、対象事業等の実施をできる限り回避することがのぞましい。

【把握すべき情報等の例】

- i 過去の災害等の履歴
- ii 周辺土地利用等の状況
- iii その他災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域の状況

【参考となる既存資料の例】

- i 地形図
- ii 埼玉県土地利用規制図
- iii 市町村資料

2.6 別表6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項

(技術指針第1・別表6)

区分	基本事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基準の確保に努めること。 2 現状の状況からの変化をできる限り抑えること。 3 有害物質の発生抑制及び排出抑制に努めること。 4 河川の流量、湖沼の水位等水象の変化を抑えること。 5 地下水の分断を回避し、地下水の水位低下を抑えること。 6 軟弱地盤地域においては、地盤沈下の発生を避けること。 7 地形の改変量を抑えること。 8 土地の安定性を確保し、土砂流出の危険性を抑えること。 9 表土の生産性の維持に努めること。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 保全すべき種の生存に努めること。 2 保全すべき種の個体数の維持に努めること。 3 保全すべき群落分布地の確保に努めること。 4 保全すべき種の生息・生育地域の分割を避け、広く、連続した形態の地域として残すこと。 5 保全すべき種の営巣地、主要採餌場所、移動経路等重要な利用域を残すこと。 6 保全すべき種の生息・生育環境に係わる大気・水・土壌・土地等の環境変化を抑えること。 7 生態系食物連鎖の関係を維持するため、逐次消費者の生息に必要な餌量が持続的に生産されるシステムを保全すること。 8 現状の種構成を維持するため、地域の生態系の特徴を現す適合種の生息・生育環境を保全すること。 9 特異な環境に依存している種・群落が生息・生育している場合は、その生息・生育環境を保全すること。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 目立ちやすい場所の土地の改変及び工作物等の設置を避けること。 2 主要な眺望地点からの眺望阻害を避けること。 3 周辺景観の形態的特性・スケール感を乱さないこと。 4 周辺環境に調和した色彩・デザインとすること。 5 利用度の高い自然とのふれあいの場の保全に努めること。 6 自然とのふれあいの場の利用環境の変化を抑えること。 7 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害を避けること。 8 文化財あるいはこれに準ずるものの改変を避けること。 9 文化財あるいはこれに準ずるものの雰囲気の変化を避けること。 10 文化財あるいはこれに準ずるものの利用環境の変化を避けること。 11 日照の状況の変化、強風の発生を抑えること。 12 電波の状況の変化を抑えること。
環境への負荷の量の程度により留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物・残土等の排出を抑えること。 2 水・エネルギーの使用量を抑えること。 3 温室効果ガスの発生抑制に努めること。 4 樹木の伐採量を少なくすること。 5 オゾン層破壊物質の排出を抑えること。 6 熱帯材その他の外国産材の使用を抑えること。
人の生活の豊かさに関して留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティ施設等の利用環境の変化を抑えること。 2 コミュニティ施設等への交通手段の阻害を避けること。 3 現状の交通処理の状況からの変化をできる限り抑えること。 4 渋滞を発生させることなくスムーズな交通流の確保に努めること。 5 爆発、火災等災害の発生防止に努めること。

2.6.1 環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき事項

2.6.1-1 環境基準の確保に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙の排出など個別発生源ごとの規制基準だけでは、発生源が集積した場合や個々の発生源の規模が拡大した場合には、汚染絶対量の増加を抑制していくことが期待できない。そこで、こうした汚染の絶対量に着目し、集積した汚染全体を対象として施策を進めていく必要があることから、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることがのぞましい基準として、環境基準が定められている。 ・現在、環境基本法に基づき大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の環境基準が、また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。 ・これらの環境基準は、行政の政策目標であるが、発生源となる施設等を保有することとなる事業者も環境基準が達成されるよう、できる限りの環境保全措置を講ずることが求められる。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 汚濁水の処理施設を設置する。 b 脱硫装置など最新の環境保全設備の導入を図る。 c 適正な廃棄物処理システムを導入する。 d 防音壁を設置する。 e 工程管理により作業機械の稼働時間等を集中化する。 f 適正な施設配置により周辺への影響を小さくする。

2.6.1-2 現状の状況からの変化をできる限り抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県では規制基準や環境基準を設け、事業の実施に伴って、汚濁物質の排出や騒音の発生などが予想される場合は、規制基準の遵守や環境基準の達成が事業者には求められる。しかし、現状ですでに環境基準を超えているところや、現況では基準未達であっても当該事業以外に周辺に大規模な開発計画があり、当該事業の実施によって基準の達成が極めて困難な場合などにおいては、環境基準を目標とすることは非現実的である。このような箇所については、現況の値からの変化が最小となることを目標にして排出量をできる限り抑える必要がある。 ・また、現況において環境基準よりかなり下回っている場合においては環境基準の達成や規制基準の遵守のみを目標にすると、現況の非常に良好な環境を損なうことになり、これも非現実的である。このような地域においても現況の良好な環境を維持することを目標にして、現況値から 変化量を小さくするための対策を講じる必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 汚濁水の処理施設を設置する。 b 脱硫装置など、最新の環境保全設備の導入を図る。 c 適正な廃棄物処理システムを導入する。 d 防音壁を設置する。 e 工程管理により作業機械の稼働時間等を集中化する。 f 適正な施設配置により周辺への影響を小さくする。 g 高層建築物の配置・形状に配慮することによって周辺地域への日照、電波受信、ビル風への影響軽減に努める。

2.6.1-3 有害物質の発生抑制及び排出抑制に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新の進展により、先端技術産業をはじめ広範囲な産業分野で多種多様な化学物質が使用されている。その数は産業に利用されているものだけでも7万から8万にもものぼると言われている。これらは我々の生活を便利で豊かにしている反面、その環境への影響については未解明な部分も多く、悪影響が懸念されている。特にこれらの化学物質はいったん環境に排出されると、大気や水、土壌などに滞留したり、化学変化するなど、その挙動は複雑で、かつ滞留時間も長期にわたる。最近では土壌浸透後の地下水への影響が顕在化しており、その移動経路もこれまでより広範囲に及んでいる。さらに、その影響を見ると、急性毒性だけでなく、発ガン性、変異原性、催奇形性など後世代への影響も含めた慢性毒性が懸念され、現段階では顕在化していなくても、その影響が思わぬ形で現れる危険性がある。 ・このため、事業の実施に伴って、人体などに影響を及ぼすような懸念のある有害物質については、事業区域外における発生は絶対に避ける必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 有害物質は使用しない b 廃水処理施設を設置する c 排出ガスの処理施設を設置する d 適正な廃棄物処理システムを導入する e 有害な物質の施設内における使用の管理を徹底する f 農薬は基準にあったものだけを使用する

2.6.1-4 河川の流量、湖沼の水位等水象の変化を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の改変や河川の流量、湖沼の水位等の水象の変化は、その水域に依存している人々の生活に影響を与え、そこに生息、生育する動植物や生態系に対する影響、景観に対する影響、人と自然とのふれあいへの影響等、様々な影響をもたらす。このため、事業の実施に伴う水象の変化は最小限に押さえる必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 事業区域、施設配置を変更し、保全すべき水辺を回避する。 b 十分な能力を持つ調整池の配置 c 水のかん養機能等に留意し、かん養機能の高い地域の地形・植性改変を最小化する

2.6.1-5 地下水の分断を回避し、地下水の水位低下を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施によって、トンネルの掘削・大規模切土面の施工などの造成や、地下水の採取が伴う場合には、地域の地下水の分断や地下水位の低下などの影響が考えられる。地下水は、水循環のなかの重要な構成要素である。従って、地下水の保全を図り、現状の地下水量を維持することは、地域の水循環系の健全さを確保する上でとても大切なことである。特に、湿地や湧水などは、地下水が水量のほとんどを供給している場合が多く、地下水の分断などが生じると、これらが枯渇してしまう危険性が大きくなる。 ・地下水の分断が懸念される場合は、基本的には路線の変更など、影響を回避することが最適だが、それが不可能な場合は、綿密な地質調査などを行い、保全対象となる湧水などの地下水脈の流れを調査し、水の供給が絶たれないような施設配置を行うなど、影響の低減に努める必要がある。 ・地下水の物理的分断だけでなく、地下水の供給量を維持するために、これをかん養している森林の伐採は避ける・地下水浸透を促進するなどの措置を講じることも重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 道路事業などにおいて、道路路線をトンネル構造の少ない路線配置にする b 道路事業などにおいて、大規模な切土構造を極力避ける c 保全対象となる湧水や湿地などの水位が低下しないよう、その湧水や湿地を供給している地下水の分断を避けるようにトンネルなどを配置する d トンネル工事において、遮水シートを用いるなど、地下水の流出を避ける e 森林の伐採を最小限にして、地下水のかん養に努める f 浸透ますや透水性舗装などを用いて、地下水のかん養に努める g 工事中及び供用中の地下水の採取を最小限にする

2.6.1-6 軟弱地盤地域においては、地盤沈下の発生を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下は、地下水利用の激しい沖積低地上で多く認められる。このため、工業用水法やさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づいて地下水の採取制限地域を指定し、地盤沈下の発生の防止に努めているところである。従って、事業の実施においても、地盤沈下の発生を避けるために、このような法や条例によって規制されている地域はもちろんのこと、その他の地域においても、地下水の利用は最小限にとどめる必要がある。 ・特に、事業の実施によって、湿地や水田跡地などの軟弱地盤地域に構造物の立地の可能性がある場合、地盤が不安定な構造をしているため、地下水の採取だけでなく、構造物の存在そのものによる沈下の危険性が懸念されるため、このような地域にあっては、地形の改変そのものを基本的に回避する必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 軟弱地盤上の地形の改変を回避する b 地下水の採取を制限する c 軟弱土壌を除去する

2.6.1-7 地形の改変量を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地形は自然環境を構成する様々な要素の中で最も基本的な要素の一つである。すなわち、表層地質や土壌の分布、地下水の状況、地域の土地利用や動植物の生息・生育状況など、環境を構成するあらゆる要素と密接に関連して、これらの特性を大きく決定づけている。 ・このため、地形の改変はその地形によって決定づけられているそれぞれの環境の要素に大きく影響を与え、ひいては地域の生態系の破壊につながる危険性が伴う。従って、事業者は事業の実施による地形の改変量を可能な限り少なくするよう努める必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 事業規模自体を少なくする b 道路等の建設事業において縦断勾配を工夫するなど、自然地形を活かしたルートに変更する c 道路等の建設事業で盛土予定地に橋梁構造を採用する d 道路等の建設事業で切土予定地にトンネル構造を採用する e 放水路の新築などにおいて、自然流路や地形を活かした流路とする f 急傾斜面などに垂直擁壁などを採用し、切土量を少なくする g 住宅団地の造成事業などにおいて、斜面を生かした施設配置計画など、自然地形を生かした施設などの配置計画を行う h ゴルフ場の造成事業において、自然地形を活かしたコースのレイアウトに変更する

2.6.1-8 土地の安定性を確保し、土砂流出の危険性を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変、樹林帯の伐採などの行為により、周辺の地盤は不安定化し、土砂流出の危険性が生じる。従って、事業者は事業区域の地形、地質等を十分に把握した上で、事業の実施によって土砂流出の発生が懸念される場合は、適切な手段を講じて、土地の安定性を確保し、土砂の流出を少なくする必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a のり面対策工を施し、斜面を強化する b 事業区域内に砂防ダム、調整池等を設置し、下流域への土砂の流出や洪水を防止する c 樹林帯を創出し、土壌流出や表層崩壊を防止する d 盛土部の施工にあたり、埋設堰堤を設置する

2.6.1-9 表土の生産性の維持に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌は、植物の水分や養分の補給源となり、動植物の死骸を分解する微生物の生息場所であるなど、地域の生態系の根底を支える重要な基盤である。しかもその形成には100年から数百年の単位を要するため、いったん失われた土壌を回復することは著しく困難である。このため、事業区域の表土を保全するなどして、土壌の生産性の低下を避けることは、地域の生態系の保全を図る上で大変重要なことである。 ・ 従って、切土による表土の消失、盛土による覆土、樹林帯の伐採等による表層土壌の流出など、事業の実施によって土壌の生産性の低下などの影響が予想される場合には、可能な限りこれを回避・低減することが重要である。さらに、覆土などが予定されている場合には、他地域の土壌を用いると、土壌中の埋土種子（土壌中に発芽せずに生存し続ける種子）の影響などによって、外来種などが地域に生育し、ひいては在来の生物が駆逐される可能性も考えられるため、極力避ける必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 改変面積を小さくする b 生産性の高い土壌区域を残す c 造成区域における表土を仮置きし、表土保全を図る d 盛土等における客土は地域内の表土を利用する e 土壌改良を図り、土壌の生産性を向上させる f 造成区域において速やかに緑化することによって土壌の流出を防ぐ g 農薬や化学肥料の利用を避け、土壌汚染を防止する

2.6.2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき事項

2.6.2-1 保全すべき種の保全に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に伴って、消失する動植物の種については、貴重種や地域固有種などの保全の優先度の高い種、いわゆる重要種だけでなく、それらを支えている生態系全体を考慮に入れて、地域全体の種数（理想的には、遺伝子多様性も含めた、地域の生物の多様性全体）の維持に努めることが基本である。しかし、地域全体の全ての生物相の種数の把握は極めて難しいうえに、事業の実施に伴ってこれらの全ての種を保全することは難しいことから、最低限の考え方として、地域全体の詳細な調査及び現況の生態系の評価に基づき選定された保全すべき種（貴重種・典型種・生態系上位種など）の維持保全に努める必要がある。 ・ このため、事業者は、事業の実施にあたっては、あらゆる手段を講じてこれら保全すべき種の消滅を回避するとともに、事業区域に生息する他の種についても極力維持するよう、努める必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 保全すべき種の生息・生育密度の高い区域を残す b 保全すべき種の生息・生育域の分布中心を避ける c 連続した分布域や移動経路の分断を避ける d 営巣地や主要採餌場所等の主たる利用域を避ける e 保全すべき種の生息・生育の維持に大きく関わる環境要素の変化を小さくする

2.6.2-2 保全すべき種の個体数の維持に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に生息する保全すべき種の維持・保全を図るためには、当該区域内に生息する重要種の個体数を減少させないようにする必要がある。特に、種の維持・保全のためにはある一定の個体数が必要なことから、最低限、詳細な現況調査のもと重要種の生息・生育密度が高いと評価された区域の改変を避けるよう、施設配置の変更を行うなどの措置を講じる必要がある。さらに、特に脆弱な基盤の上で立地している種などは、柵などを設置して、人や他の動植物の侵入を防止する必要がある。 ・なお、回避すべき区域の面積、形状を設定するにあたっては、保全の対象となる種の生息・生育条件を十分に勘案したうえでこれらが維持できるように設定することが重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 道路事業においては、路線を変更し、生息域を回避する b 道路事業においては、トンネル構造や橋梁を採用し、生息域を回避する c レクリエーション施設や住宅団地などの造成事業においては、工作物配置計画を変更し、生息域を回避する d 立ち入り防止フェンス・ネット、道路擁壁等、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する e 重要な種の生息地・生育地に柵を設置するなど、保護区に指定して、人や他の動物の立ち入りを制限する

2.6.2-3 保全すべき群落分布地の保全に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・植物と植物の間には、競合・共存等、様々な関係が成立しており、全体として一つの系をなしている。このような系の単位として植物群落がある。群落は、そこを生育地としている動物などとともに生物社会を構成し、さらにその群落の基盤となる地形や土壌等とも連携して一つの生態系を構成している。このように、生物やその基盤となる各種の自然要素は相互に関連しあっているため、ある構成要素が欠けるとその地域の生態系が崩壊する危険性が生じる。従って、個々の構成要素の保全だけでなく、生態系の骨格を成す群落全体を保全していく必要がある。特に、湿原植物群落のように、脆弱な生育基盤の上に立地している植物群落や、原生林など学術的に重要な植物群落などは、群落分布地そのものを全体として残す必要がある。 ・保全すべき植物群落を残すための回避・低減措置としては、基本はその群落そのものの直接改変を回避することが、その際には、その群落の成立条件となる土壌、水分、日照、他植物との競合などを考慮し、その成立条件が維持できるように手段を講じていく必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 保全すべき群落分布地の直接改変を回避する b 道路事業においては、トンネル構造や橋梁を採用し、保全すべき群落分布地を回避する c レクリエーション施設や住宅団地などの造成事業においては、工作物配置計画を変更し、保全すべき群落分布地を回避する d 保全すべき群落分布地に柵を設置するなど、保護区に指定して、人の立ち入りを制限する

2.6.2-4 保全すべき種の生息・生育地域の分割を避け、広く、連続した形態の地域として残すこと

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育場所の分断化は、種の維持・保全に重大な危険性をもたらす。すなわち、分断化が進むと、1つ1つの個体群が小さくなるのが避けられないため、その個体群が消滅する可能性が高まる。また、大型ほ乳類や鳥類など、生息のための行動圏や縄張りが大きい種については、その個体が維持されるために必要な最低限の面積が確保できなくなり、その個体の生存できなくなる可能性が高まる。さらに、生息域としての森林が分断されると、移入種など、その森林を構成する種が様々な種と競合を余儀なくされ、結果として森林の構成そのものが維持できなくなる可能性が高まる。このように、生息・生育地の分断は様々な観点からその種の維持・保全にとって危険を伴うため、特に保全すべき種については、その分断・分散は避け、可能な限り大きく、連続した形で残すように努力する必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 既存樹林を活用し、周辺緑地とのネットワーク化を図ることによって生息環境に広がりをもたせる b 林縁部に既存樹林の構成種を残存・補植する

2.6.2-5 保全すべき種の営巣地、主要採餌場所、移動経路等重要な利用域を残すこと

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・たとえ、事業の改変面積そのものは小さくなくても、事業の実施に伴って営巣地や主要採餌場所など、重要種の生息に欠かせない空間が消失する場合は、当然、その個体が地域で生息することはできなくなる可能性が大きくなる。また、移動経路など、動物の日常の行動域が分断されると、結果的にその種の行動圏を縮小させる可能性が生じる。 ・このため、現況調査において、保全すべきと評価された種については、営巣地や採餌場所、移動経路などの生活上重要な利用域の把握に努め、事業の実施後においてもこれらの種の生活に支障がないように計画を考慮する必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 保全すべき種の営巣地や主要採餌場所を回避した施設配置を行う b レクリエーション施設や住宅団地などの造成事業においては、工作物配置計画を変更し、保全すべき種の営巣地や主要採餌場所を回避する c 建物沿いに誘導植栽を設置して鳥類の移動経路の確保に努める d ボックスカルバート、パイプカルバートやオーバブリッジを適所に設置し、小動物や両生類などの移動経路の分断を避ける e 立ち入り防止柵に小動物の移動経路を設ける f 魚道の設置により魚類の移動経路を確保する

2.6.2-6 保全すべき種の生息・生育環境に係わる大気・水・土壌環境等の変化を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・湿原性の植物は、その立地する湿原をかん養する水源が枯渇し、湿原が乾燥化すると、生育できなくなる。また、イワナなどに代表される水生生物のなかには、非常に清澄な水質にしか生息できないものもある。このように、動植物のなかには、ある一定の環境条件が満たされないと、消失してしまうものがある。さらに、動物の繁殖期などにおいては、環境の微妙な変化が影響を及ぼし、場合によってはその繁殖行動に支障をきたす。このように、事業区域内に生息・生育する重要な種の保全を図っていく場合には、その種の生態的特性や生育基盤を十分調査し、把握したうえで、その条件が損なわれないように留意する必要がある。 ・このため、環境保全措置を検討するにあたっては、生育地・生息地の直接的改変の回避では不十分であり、それらのよってたつ基盤を含めて保全していくことが重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 池沼などと改変区域との間に緩衝緑地帯を設置し、騒音・粉じん・排気ガスなど、事業の実施による重要な種の生息条件悪化の低減を図る b 地下水脈の分断、湿地のかん養林の伐採など、湿地の存在基盤となっている諸条件の消失を回避する c 工事中などにおいて、ヘリコプターの飛行経路をオオタカ等の飛翔範囲から回避する d 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期等、生物にとって重要な時期の施工を控える e 夜行性動物・鳥類やホタル等への光の影響を抑えるため灯具の工夫や遮光壁を設置する f 伐採方法の工夫、道路沿いへの林縁保護植栽によって、周辺樹林地の風倒、日焼けを防ぐよう努める

2.6.2-7 生態系の食物連鎖の関係を維持するため、逐次消費者の生息に必要な餌量が持続的に生産されるシステムを保全すること

<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域における自然環境の保全にあたっては、従来のように、対象地域において保全上重要と評価された特定種の保全のみでは本来は不十分である。すなわち、自然を構成する各要素は、互いに密接に関連しあって一つの系（生態系）として存在しており、本質的にはその地域の生態系のあらゆる関係性が保たれて初めて保全が達成されたと判断されるべきだからである。しかしながら、生態系の仕組みについては未だ十分に解明されていない点も多いため、ある特定の地域の生態系を把握することは極めて困難であり、まして事業の実施によるその地域の生態系への影響を完璧に予測することはほとんど不可能に近いと言わざるを得ない状況にある。 ・ そこで、生態系そのものを直接取り上げるのではなく、その地域の生態系の代表的な要素を複数着目し、それぞれを出発点として関連している他の要素との関係性を把握し、保全を検討していく方法を用いる。その際の地域の生態系を把握するための着目点としては、a. 生態系の上位に位置するという「上位性」、b. 当該生態系の特徴をよく現すという「典型性」、c. 特殊な環境等を指標とするという「特殊性」の3つの視点がある。これらの視点に基づいて注目すべき種を複数選定し、その生態的特性や立地基盤などを把握し、その保全に努めることとする。 ・ これら3つの視点のうち、a. の上位性では、例えば猛禽類など、事業区域内の生態系の各要素で構成される食物連鎖の上位にある種に着目し、その生活を支えるのに必要な餌量が確保されることを基本に、それを頂点とする食物連鎖上の各階層を構成する種が量的に維持され、全体としてバランスよく保全されることを目標とする。なお生態系の食物連鎖の階層構造は一つの地域であっても複雑に交差しあい、一つの上位種に着目しただけでは地域全体の生態系が把握できなくなる可能性もあることから、複数の種に着目することが必要になる場合もある。
<p>回避・低減の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 事業区域内における生態系上位種に着目し、その生育地の改変を小さくする b 事業区域内における生態系の上位にある2種に着目し、その食物連鎖上の各階層の階層構造を維持する c 階層構造のうち、移動力の小さく土地に依存的である生産者及び低次消費者の現存量の減少を回避又は低減する

2.6.2-8 現状の種構成を維持するため、地域の生態系の特徴を現す適合種の生息・生育環境を保全すること

<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生態系を保全していく場合、貴重種などの保全上重要な位置づけとなっている種のみに着目し、開発されようとしている地域の生態系に普通に見られる種などは軽視されがちである。しかし、これら普通に見られる種も生態系を構成する重要な種であり、特に里山や水田などのいままで我々の身近にあった自然さえもが消失されようとする近年では、まさにこれらの種を保全することが自然環境保全上の最も重要なテーマとなっている。 ・生態系の着目視点の二つ目の「典型性」とは、まさにこのような、我々の身近にある自然を保全するために、事業区域における生態系の特徴をよく表す典型的な種に着目することであり、その保全のために、その種が生息するためにはどういった条件が必要なのか、それを維持するためにはどういう対策を講じる必要があるのかを検討することである。 ・このためにはまず地域の生態系がどういったものであるかを概略把握しておく必要がある。すなわち、自然度の高い高山性の森林なのか、身近な自然として重要な里山なのか、水田地帯なのかなど、その地域の自然がどういった性質を持つものなのかを把握することである。事業区域によっては、当然、一つの表し方ではできない場合も考えられる。いずれにしても、このように地域の自然を概略把握した上で、その自然を語る上で欠かすことのできない種、あるいはその自然を守るためにはどうしても必要な種を適合種（例えば里地性の自然であればタヌキ、キツネ、あるいはその水路に生息するホタル類など）として選定し、その種が生息を決定している諸条件を把握し、これを確保していくことで、適合種の保全だけでなく、その地域を特徴づける生態系全体を保全していくことがここで求められている。
<p>回避・低減の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 里地自然に生息するキツネ類に着目し、その行動圏が確保できるように工作物配置計画を行う b 水路に生息するゲンジボタルに着目し、その生息が維持できるように水路の周辺の自然を保全する c 雑木林など二次的自然に生息している種を保全するために、その適切な管理を行う d 雑木林に生息する中型鳥類に着目し、その生息が維持できるように森林を保全する

2.6.2-9 特異な環境に依存している種・群落が生息・生育している場合は、その生息・生育環境を保全すること

<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の環境特性によっては、その地域特有の諸条件によつてのみ生息・生育する動植物が存在する場合がある。例えば、湿地にはその湿地の立地環境によつて、様々なタイプの希少な植物が生育し、またその植生や水辺を利用する昆虫類等が生息する。このように、特異な環境に依存している動植物が存在している場合には、その保全のために、その特異な環境が維持できるように地域を保全していく必要がある。例えば、湧水湿地である場合には、その湧水をかん養している森林の保全や地下水脈の分断の回避などが必要になる。 ・このような生物・非生物間の関係だけでなく、生物どうしでも特異な関係を結び、一方の種が消失すると、他方の種もまた連鎖的に消失する場合がある。例えば、サクラソウの種子生産が健全な状態に保つためには、マルハナバチが花を訪れることが必要である。このように、地域の生態系を考える上では、生物間の特異的な関係にも考慮する必要がある。 ・生態系の着目点の3番目の「特異性」とはこのように特異な環境を指標するような種群、あるいは特殊な関係を示している種群を通じて地域の生態系を把握する場合をいう。このような特異な環境に生息・生育している種群については、その生息・生育を規定している諸条件について現地調査や既存の研究例を通じて十分に把握し、それが維持されるように回避・低減措置を講ずる必要がある。
<p>回避・低減の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> a ワンドに特異的に生息する魚類の保全のために橋脚の位置を変更する b 湧水湿地に生育する植物を保全するために、その生育基盤である湧水のかん養している森林を保全し、地下水脈の分断を回避する c 特異な環境に立地する植物を保全するために、施設配置計画を変更する d サクラソウを保全するために、マルハナバチの生息が維持できるような環境を維持・保全する e 清冽な湧水に生息する水生生物を保全するために、計画地が湧水と抵触しないようにする

2.6.3 人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき事項

2.6.3-1 目立ちやすい場所の土地の改変及び工作物等の設置を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に伴って様々な工作物が設置され、配置や規模、形態によっては、地域の景観が急激に変化する。特に地形や植生など、自然的要素で構成される自然景観は、近年著しく減少しており、また代替性に乏しいため、一般に環境影響評価においては、対象となる景観は地域文化や歴史に係る文化的景観よりも自然景観が主となっている。自然景観への影響に対する評価の視点は、代替性に乏しいこと、配置によっては改変量は少なくても印象が急に変容する場合があることなどから、人工物の出現など人為的な変化を限りなくゼロに近づけるネガティブ・ミニマムの考え方が基本である。 ・従って、景観上の観点から講じるべき回避・低減措置の第一は、目立ちやすい場所の改変・工作物の設置を避けることである。具体的には、主要稜線上等、目立ちやすい場所に工作物を配置するのを回避する、スカイラインを保全する、窪地などにできる限り配置するなどの方法を講じる。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 主要稜線上における工作物の配置を回避し、低地に配置する b スカイラインを保全する c 高原状の直線的な地形を避け窪地的な地形を選ぶ d 地勢線の集中しているところを避ける

2.6.3-2 主要な眺望地点からの眺望阻害を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に伴う景観保全上留意すべき重要な点として、展望台などのような展望に供する場所や、駅、休憩施設などの人が多く利用する場所といった、事業区域周辺に立地する重要な視点からの、主要眺望方向への眺望景観への阻害を小さくすることである。主要眺望方向とは、普通はその地域周辺のランドマークとなっている山塊や湖沼などの景観資源や、市街地などの眺望の開けている方向のことで、それぞれの視点の眺望特性や利用特性に応じて決まるものである。 ・眺望阻害を避けるための回避・低減策としては、工作物配置を変更するなどして、主要眺望方向への工作物の設置を回避することが基本だが、一方の視点からの眺望方向を避けると他方の視点から見えやすくなるなど、場合によっては完全に回避することが不可能な場合がある。そのような場合は、まず工作物の規模や形態などに配慮して、小さくする方向で施設設計を行っていくことが重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 主要眺望方向上の工作物の配置を回避する b 施設の主要眺望視点からの見込み角を熟視角1°以下にする c 煩雑な施設は見えにくい位置にずらす d 視線方向に対し絵画的構図とするようなレイアウトとする e 視線方向に対し正面性をもたせる

2.6.3-3 周辺景観の形態的特性・スケール感を乱さないこと

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全上重要なポイントの3つ目は、周辺の景観の形態的特性を乱さないこと、及び周辺景観のスケール感を乱さないことである。このため、重要な視点に限らず、周辺住民が日常において多く利用する生活道路や商店街などの視点や、事業区域周辺の主要なポイントから事業区域方向の写真を撮影し、周辺景観の特性を解析する必要がある。そのうえで、その特性を乱さないように施設設計を施し、場合によっては緑地を形成するなど、種々の低減策を講じる必要がある。 ・例えば、周辺が典型的な里山景観を呈している場合、その構成要素である水田地帯やその背後にある雑木林、水田をかん養する水路網など、様々なものがセットとなって一つの景観を呈しているが、このような区域に施設を配置する場合、周囲と調和するように施設の周囲に樹林帯を形成するなど連続性を保たせる必要がある。また、特にスカイラインについては一番目立つことから、まずスカイラインを切断するように施設を配置することを回避する必要があるが、その上で背景となる山体とのスケール比を1/2以下とするなどの配慮が求められる。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 既存樹林を極力残す、あるいは樹林帯を創出することにより、緑被率を確保する b 河川とその隣接斜面林を保全する c 施設がスカイラインを切らない場合、スケール比が背景となる山体の高さの1/2以下の高さとする d 施設を周辺樹林の高さ以下に抑え、樹林から突出するのを避け、連続性をもたせる e 屋根勾配を背景のスカイラインの形態に合わせる

2.6.3-4 周辺環境に調和した色彩・デザインとすること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全に係る第4のポイントは、構造物のデザインに関わるもので、これまでのような眺望阻害を回避するための工作物配置とは少し観点が異なる。ただし、この場合においても最も重要な留意点は周辺景観との調和であるので、周辺の景観特性を十分に解析しておくことが前提である。その上で、自然素材を用いた構造物とする、地域景観にマッチした色彩とする、緑化を施し圧迫感を避けるなどの具体的な低減措置を講じる。 ・なお、デザイン等に関する印象はかなり主観的な側面が多いため、評価に客観性をもたせるために、構造物のデザインを複数案検討し、場合によっては専門家や一般市民を交えた評価実験を行い、最も適切な案を選択することも必要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a できる限り自然の素材を用いる b 光沢のある素材は避ける c 自然景観が主体となる領域では低明度、低彩度を基本とする d 地域性を考慮した色彩とする e 施設の足下にまとまりある植緑量を確保し、圧迫感を和らげる f 自然風の植栽により周辺の植生となじませる g 水面や水の流れを用いて、隔離感ややわらかさを演出する h コンクリート擁壁などに緑化ブロックやつる性植物により被覆する

2.6.3-5 利用度の高い自然とのふれあいの場の保全に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい活動の場」とは、閣議アセスにより取り入れられた「野外レクリエーション地」に加えて、地域住民等の日常的な自然とのふれあいを目的とする活動の場の総称であり、具体的には、自然公園における利用施設や登山道などの遊歩道、キャンプ場や露天風呂等の施設性の高いものから、釣りのスポットや山菜とり・キノコ刈りの場などの地域住民の日常的な自然とのふれあい活動の場まで含まれる。このような自然との接触度が高い活動の場においては、基盤となる自然環境の回復が困難であったり、代替地となりうる自然環境が存在しないことが多いことから、いったん改変されると復旧は困難であることが特徴である。従って、事業の実施によるこれらのふれあい活動の場のうち、特に利用性の高い活動の場については、可能な限りその直接改変を回避する必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 工作物配置計画を変更するなど、利用性の高いふれあい活動の場への直接的改変を回避する

2.6.3-6 自然とのふれあいの場の利用環境の変化を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、キャンプ場が事業区域に隣接する場合、事業の実施に伴って騒音の発生が予想されると、それまでの静穏な雰囲気は損なわれる可能性があり、利用者数が減少する危険性がある。あるいは、事業の実施に伴って川魚の生息する周辺の河川の水質に変化があると、産卵に影響が生じ、結果として釣りのスポットとしての特性が損なわれる。このように、例え活動の場そのものの改変が避けられても、事業によっては、ふれあい活動そのものの利用特性が損なわれ、活動そのものが存続不可能になる場合がある。 ・このため、事業の実施にあたっては、ふれあい活動の利用特性を調査し、事業の実施による影響を回避・低減する必要がある。具体的には、例えば隣接するキャンプ場との間に緩衝緑地帯を確保し、騒音などの影響を低減する、廃水には十分留意し、魚の生息環境が損なわれないようにする、等である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a キャンプ場などの既存の活動の場の隣接地に樹林帯を確保し、騒音の防止や視覚的な環境変化を低減する b 工事にあたっては、低騒音機を使用するとともに、工事時間帯を制限する c 排水に留意し、周辺の河川水の水質の変化を小さくすることによって釣りの対象となる魚類の生息環境の変化を小さくする

2.6.3-7 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい活動の利用特性を考える上で重要なもう一つのポイントは、そこへの到達性の問題である。例えば事業区域内に主要なふれあい活動の場（釣り場、キャンプ場など）へのアクセスルートが通過している場合、事業の実施内容によっては、アクセスが損なわれ、利用者数が減少することが予想される。そのため、このような場合は、その改変を可能な限り回避し、影響を小さくする必要がある。なお、アクセスルートの改変の回避が不可能な場合は、その付け替えを行うなどの措置も検討する必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a ふれあい活動の場への主要アクセスルートの事業の実施による改変を回避する b アクセスルートの改変が不可避の場合は、他のルートの再整備を行い、影響を小さくする c 事業区域内を通過するアクセスルートの付け替えを行う

2.6.3-8 文化財あるいはこれに準ずるものの改変を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 文化財は、人が長い歴史の中で自然を含めた周囲の環境の中で築き上げたものであり、その地域を語る上で欠かすことのできない財産である。このため、指定文化財等はもちろんのこと、法令により指定の対象となっていないものの、これに準じる価値を有する建造物についても、その直接改変は避ける必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 事業予定地の変更 b 工作物の配置の変更 c 文化財あるいはこれに準じるものを事業の施設として活用する

2.6.3-9 文化財あるいはこれに準ずるものの雰囲気の変化を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 文化財あるいはこれに準じるものの価値を維持するためには、その直接改変のみならず、その文化財の周囲の環境と一体となった雰囲気の変化も最小としなければならない。例えば、社寺の背景となっている山林、静けさ、あるいは周囲の色彩、建築物の高さ等である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 文化財等の背景となっている山林の改変を回避する b 工作物の配置を変更し、にぎやかな工作物を文化財等から遠ざける c 工作物の高さを周囲の建造物群の高さに抑える d 工作物の屋根や壁面の形状や意匠を周囲の雰囲気に抑える

2.6.3-10 文化財あるいはこれに準ずるものの利用環境の変化を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 文化財等は、市民、とりわけ地域の住民にとって重要で共通な財産であり、一般には人々の自由な利用（鑑賞、参拝等）を妨げない。このため、事業の実施によって、それまでの利用環境が変化し、その利用が妨げられるような状況は極力避ける必要がある。 なお、影響評価の対象とする文化財等は一般には建築物の有形のものを中心となるが、祭りや年中行事などの無形のものであっても自然環境等が資源や背景として重要なものも含まれ、その意味で、例えば桜の観賞を目的とした行事等が対象となった場合はその観賞を妨げないような対策を講じる必要があるなど、それぞれの行事の必要とする環境の保全に留める必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 文化財等への交通手段の分断を回避する b 祭りの重要な環境要素の変化を回避する

2.6.3-11 日照の状況の変化、強風の発生を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 日照問題は1970年代に中高層建築物の増加に伴い、全国的に顕在化し、1976年に建築基準法が改正するに至った。従って、法の順守による一定の日照条件の確保は当然図る必要があるが、現在でも法の規制対象外の建築物等による問題が生じることもあることに留意する必要がある。また、このような住環境への影響だけでなく、農作物や貴重な動植物などに対する影響にも留意する必要がある。 ビル風は、低層建築物群の中に目立って大きな高層建築物が存在する場合に多く発生する。強風発生のパターンは、建築物の角部、ピロティなどの狭い場所、風上の低層建築物と風下の高層建築物との間に生じるものの3つのパターンがある。 強風を抑えるためには、建築物の高さを抑えることが先決であるが、これが困難な場合には、建築物の形状を変更する・向きを変更する・建築物の棟間を広くするなどの低減や、植栽やフェンスにより強風を防除する方法がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 施設配置の変更による日影の発生の回避 b 建築物の低層化 c 建築物の向きの変更 d 建築物の形状の変更 e 建築物相互の位置関係の変更 f セットバックの採用 g 植栽を設置する h フェンスを設置する i アーケードを設置する

2.6.3-12 電波の状況の変化を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 電波障害は、建築物による遮蔽障害・反射障害や、列車の走行・建設機械の稼動によって生じるものもあり、これらによる受信状況の変化が生じないように対策を講じる必要がある。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 施設配置の変更による電波障害の発生の回避 b 建築物の高さの変更 c 建築物の形状の変更 d 高性能アンテナやゴースト除去装置の設置

2.6.4 環境への負荷の量の程度により留意されるべき事項

2.6.4-1 廃棄物・残土等の排出を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術の発展に伴い、人の暮らしは便利になり、豊かになった反面、これに比例して廃棄物の量は増大し、またその質も多様化している。近年、廃棄物の燃焼などから人類にとって有害な物質が発生し、我々の健康が危機に直面している状況にある。このため、事業の実施に伴う廃棄物・残土などの発生量は抑制する必要がある。一方、このような近代の消費社会の発展とともに、世界中の資源は枯渇している状況にあり、これからは資源の再利用を促進していく必要がある。 ・ 従って、事業の実施に伴う廃棄物等の発生を抑制するための対策の第一は、まずは事業区域内でその廃材等のリサイクルを促進し、事業区域外に発生させないことである。それでもなお発生する廃棄物については徹底した処理を行い、無害化することが原則である。さらに、これら発生した廃材等の事業区域外における再利用を促進し、さらに事業区域内で使用する資材についても可能な限り廃材等を利用するなど、事業区域内だけでなく、広い視野に立った、リサイクルシステムの促進を図ることも重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 廃棄物のリサイクルシステムを徹底し、事業区域外に極力出さない、いわゆるゼロエミッションの導入を図る b 建築資材等に間伐材を利用する c 工事にあたっては、資材等の廃材の再利用を促進する d 客土は事業区域内のものを用いて、残土の発生量を少なくする

2.6.4-2 水・エネルギーの使用量を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我々が生活していく上で必要不可欠な化石燃料を中心とする自然の資源は有限である。無尽蔵にあると思われる水資源でさえ、涵養源となる森林の伐採や荒廃による貯水能の低下、また空梅雨などの天候不順による水不足がしばしば発生するような状況である。現在、省資源・省エネルギーという考え方は日常生活に定着しつつあり、技術の発達とともに機器の省エネルギー化が進んでいる。しかしながら、機器による省エネルギー化には限界があり、それだけでエネルギー問題を解決するのは不可能である。 ・ 近代の消費社会の発展とともに、石油資源を中心とする社会システムが構築されてきたが、今後の環境問題を考える上でキーワードとなる「持続可能な発展」を目指すには、資源やエネルギーの使い方に無駄のないような新たなシステムを構築する必要がある。具体的には、太陽光や風力などの自然エネルギーや、ゴミ焼却熱などの都市排熱を未利用エネルギーとして活用したり、雨水や下水処理水の再利用することにより、限りある資源の使用量を少なくすることである。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 雨水利用を図り、水の使用量を少なくする b 廃水処理水を再利用する c 太陽光発電や風力発電などを用いる d コージェネレーションや地域冷暖房を導入する

2.6.4-3 温室効果ガスの発生抑制に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがあるが、これらのガスの大気中の濃度が高まり、温室効果が強められ地表付近の温度が上昇することが「地球温暖化」と呼ばれている。温暖化による影響としては、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇、急激な気候変動による水不足や水害、農作物の減収、マラリアの流行などが予想されており、国際的な問題に発展している。このため、1992年に国連で「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、世界的に温室効果ガスの排出量の低減が求められているところである。 大気中における温室効果ガス濃度は、産業革命以降増大しており、なかでもエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量が増加分の大部分を占めている。このため、各事業においても、二酸化炭素の排出を抑制していくには、エネルギーの使用をできる限り少なく、無駄をなくす、二酸化炭素の排出量の少ないエネルギーに転換していくことが必要となる。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 太陽光発電や風力発電などを用いる b ハイブリッドカーや電気自動車等の導入を図る

2.6.4-4 樹木の伐採量を少なくすること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 樹木などの植物は光合成による二酸化炭素の固定機能を有することから、その吸収源として重要視されており、事業区域における既存林の保全や緑化樹の補植も有効な手段の一つと考えられる。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 既存樹林は可能な限り残す b 街路樹の整備、屋上緑化、壁面緑化、駐車場等の緑化、法面の緑化など、可能な限り緑化を施し、二酸化炭素の吸収量を確保する

2.6.4-5 オゾン層破壊物質の排出を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層は、地球を取り巻く保護膜のようなもので、太陽光の紫外線の生物に有害な成分を吸収する。近年、人為的に生産され排出されたフロン（洗浄溶媒、冷媒、発泡剤・断熱材、スプレー噴射剤などに使用される）が成層圏に達するとそこで生じた塩素原子がオゾン層を破壊することが判明し、南極などではオゾン量が半減し、あたかもオゾン層に穴があいたような現象としてのオゾンホールが観測されている。 このため、世界的には、1987年にモントリオール議定書が採択され、フロン的一种である特定フロンを1996年までに全廃することなどが取り決められた。これを受けて、我が国でもオゾン層保護法が制定され、規制対象物質の生産・消費の規制が決められている。 事業者は、これら規制対象物質の生産・消費は避け、また使用についても、排出を抑え、廃棄の際には確実にこれを破壊するような工夫が求められている。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a フロン、ハロン、四塩化炭素、トリクロロエタン等、法規制対象物質の生産・消費はしない b これらを使用する機器の廃棄の際はフロン等の回収に努め、破壊する

2.6.4-6 熱帯林その他の外国産材の使用を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、熱帯地域に位置する開発途上国における急激な森林の減少や劣化が問題となっている。熱帯地域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系を成立させており、なかには遺伝子資源として利用価値の高い生物種も存在しているため、現在急速に進んでいる熱帯林の減少は、多数の種の絶滅につながる。また熱帯林は巨大なバイオマスとしての炭素固定の役割も担っており、森林破壊により蓄えられていた炭素が大気中に放出され、地球温暖化を加速している可能性もある。 ・熱帯林減少の原因としては、過度な焼畑耕作や薪炭材の過剰採取、商業伐採などがあげられている。このうち商業伐採では、搬出時に周りの樹木に与える影響が大きく、林道整備のためより奥地の開発に結びつくことから、実際の伐採量以上に森林破壊につながっている。我が国で利用される木材の多くは海外から輸入されているが、森林破壊を少しでも緩和するためにも、事業の実施にあたり、熱帯材の使用を制限することが必要となる。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 熱帯材・外材は使用しない（使用量を減らす） b 間伐材や廃材などを活用し、建築資材の再利用を図る

2.6.5 人の生活の豊かさに関して留意されるべき事項

2.6.5-1 コミュニティ施設等の利用環境の変化を抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴い周辺のコミュニティ施設等の利用環境に変化を及ぼさないように、工事中や供用時の回避・低減について検討しておくことが重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 影響を受けるコミュニティ施設等の面積等の低減 b 工事中における騒音・振動等の低減 c 利用上重要な時期等の回避

2.6.5-2 コミュニティ施設等への交通手段の阻害を避けること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・主に工事中などの影響により、既存のコミュニティ施設等への交通手段に影響が生じないように検討することが重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a コミュニティ施設等への交通手段の直接改変等を避ける b 歩道状空地等による歩行者・自転車動線の確保 c 工法や工事工程の変更による影響の低減

2.6.5-3 現状の交通処理の状況からの変化をできる限り抑えること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には発生交通量を抑制することが最も効果的だが、現状の交通処理の状況を十分に調査し、その変化を軽減させるための最も有効な手段について検討することが重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 発生交通量の減少を図る b 発生交通量をコントロールする c 公共機関等の交通手段を積極的に活用する d 車両の出入口等を工夫する

2.6.5-4 渋滞を発生させることなくスムーズな交通流の確保に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には発生交通量を抑制することが最も効果的だが、現状の渋滞状況を十分に調査し、ボトルネックとなる交差点等を抽出することで、最も有効な手段について検討することが重要である。 ・ そのためには、交差点飽和度や混雑度等を算定するだけでなく、必要に応じて、交通シミュレーション等を活用し、検証していくことが望まれる。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 発生交通量を抑制する b コミュニティバス等の活用を図る c 公共機関等の交通手段を積極的に活用する d 車両の出入口等を工夫する e 信号等の設置により、スムーズな交通流の確保を図る

2.6.5-5 爆発、火災等災害の発生防止に努めること

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の対応については、発生そのものを回避することが最も重要である。しかし、災害が起こった場合でもその対処法を日常から修練しておくことで回避・低減することが可能であり、その方策について十分検討しておくことが重要である。
回避・低減の例	<ul style="list-style-type: none"> a 監視、巡回などの安全強化 b 緊急時の対応マニュアル等の作成 c 防災関係車両の侵入路、活動スペース等の確保 d 敷地内外の避難スペースの確保

第 3 章 各論
